

2003 9

油濁基金 だより

No. 74



バックナンバー
掲載号



日立港に座礁したチルソン号（写真：全漁連提供）

昨年12月5日、北朝鮮の貨物船チルソン号（3,144t）が茨城県の日立港東防波堤に座礁し、燃料のC重油と貨物の廃タイヤチップが流出しました。船主側は何ら対応を行わず、県や漁業者、ボランティアの必死の防除作業にもかかわらず、漁業等に大きな被害を残したことは記憶に新しいところです。

油濁基金では、原因者が判明しても、原因者による防除等の対応が行われないこういった事故にも、保険加入の義務づけ等の規制措置が普及するまでの暫定的な措置として、平成19年3月末までの間防除・清掃のための費用を支弁することとしました（本文「油濁基金の新たな事業について」参照）。

目 次

寄 稿

- 1 大型タンカー「プレステージ号」の油流出事故を追う
～スペイン北部一帯からフランス西岸にかけて汚染～／中村 逸 1
- 2 海洋汚染の現状とその防止対策／海上保安庁警備救難部 刑事課、環境防災課 9
- 3 平成15年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要／丸山 徳仁 17
- 4 座礁船問題の現状と対応について／安藤 孝司 20

基金記事

- 1 油濁基金の平成14年度事業の概要 23
- 2 油濁基金の新たな事業について 26
- 3 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き 27
- 4 中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱 29
- 5 労務費及び漁船用船費について 30

官庁等人事異動 30

バックナンバー紹介

- 第1号（1975／11）～第73号（2003／1） 31

編集後記

大型タンカー「プレステージ号」の油流出事故を追う

～ スペイン北部一帯からフランス西岸にかけて汚染 ～ (6.28現在)

日本食品分析センター参与 中村 逸

1 はじめに

昨年11月中旬のこと、「スペイン沖で大型タンカーが沈没し、海洋汚染が心配…」と言うニュースが流れた。その頃、国内では伊豆大島にノルウェーの貨物船が座礁し漁場が汚染され、連日、苦悩する漁業者の顔が報道されていた。また、12月には北朝鮮の貨物船が日立港で座礁し、同様に漁場汚染が問題になっていた。6、7年前のナホトカ号やダイヤモンドグレース号の油流出事故を挙げるまでもなく、昨年の2件の事故から見ても、スペイン沖の事故が海洋・漁場環境に及ぼす影響は看過できない筈と思い、インターネットでその後の状況を追った。

案じたように流出油はスペイン北部一帯に流れ着き、一部はフランス・ボルドー北西部からブルターニュ半島の海岸にまで達したこと、また、リアス式海岸を利用した貝類の養殖地として世界的に知られているスペイン・ガリシア州を中心に莫大な被害をもたらしていたことが判った。そして、海洋汚染対策の先進地と思っていた欧州でさえ欠陥の多い対応状態があり、その「抜け道」を悪用する者さえあることに暗然としたのである。

2 最近の大型タンカー事故

今回、スペイン・ガリシア州沖で事故を起こし沈没した石油タンカー「プレステージ号」(以下「プ号」という)は、船齢の古い(26年)1層船体(シングル・ハル)構造のものであった。プ号は事故当時、船腹に7万7千トンの石油を積んでスペイン北西部沖合を航行していたが、この事故によりこれまでに3万数千トンの油を流出したと推定され、今でも海底から毎日数トンの油が漏れ出ている。

この事故が如何に大規模なものであったか、次の近年10件の油流出事故の表から比較しても容易に想像できる。

3 油汚染事故の顛末

スペイン沖の大西洋では、冬期に北西からの強風が吹くが、昨年11月13日にはこれが暴風雨になった。この日、バルト海に面したリトアニア共和国から石油を積んで、イベリア半島南端のイギリス領ジブラルタルに向かってスペイン北西沖合を航行中の石油タンカーのプ号(日本で建造されたもの)に何かが衝突し、

世界の主なタンカー油流出事故(近年10件)

年	船名	旗国	汚染被害国	流出量(トン)	事故概要
1999	エリカ	マルタ	フランス	10,000+	船齢25年の1層船体が洋上破損、ブルターニュ半島を汚染
1997	ナホトカ	ロシア	日本	6,200	船齢26年、洋上破損、日本海沿岸を汚染
1996	シー・エンプレス	リベリア	イギリス	72,000	船齢3年、座礁、国立公園等を汚染
1993	ブレア	リベリア	イギリス	85,000	座礁
1991	ABT サマー	リベリア	アンゴラ	260,000	船齢17年、洋上火災
1989	エクソン・バルディズ	アメリカ	アメリカ	37,000	船齢3年、座礁、アラスカ湾2,400kmを汚染
1988	オデッセイ	ギリシャ	カナダ	132,000	船齢17年、洋上破損
1983	カストロ・デ・ベルバー	スペイン	南アフリカ	252,000	洋上火災
1979	インデペンデンタ	ルーマニア	トルコ	95,000	船齢1年、洋上衝突火災
1979	アトランティック・エンプレス	ギリシャ	トリニダード・トバゴ	287,000	洋上衝突火災

(注1) 海上保安庁資料

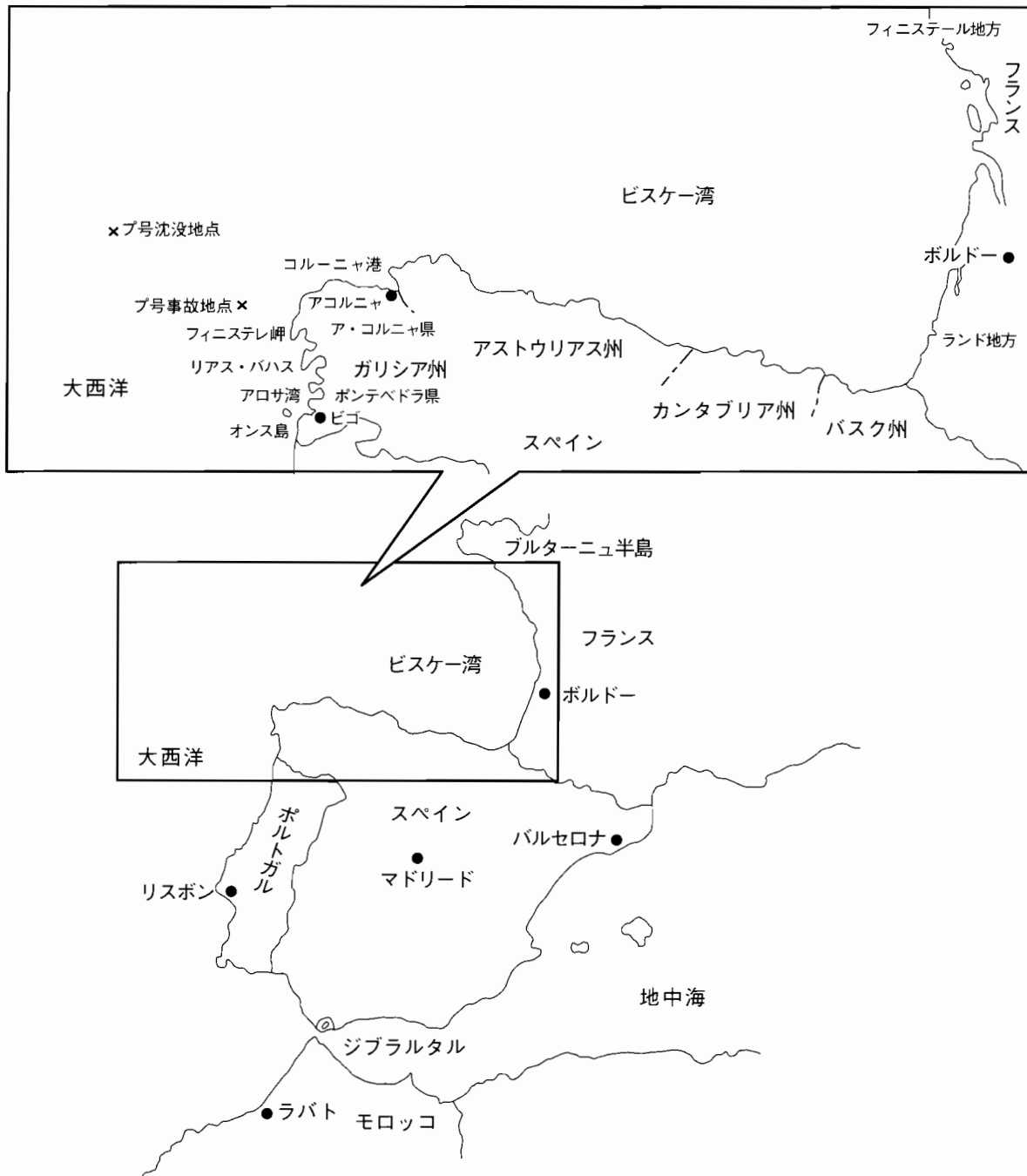
(注2) 流出量はITOPF資料等による。「ナホトカ」の流出量は海底沈没部分の貨物油を含まない。

ガリシア州フィニステレ岬沖 50km で浸水を始めたという報がスペイン当局に入った。この船には7万7千トンの石油が積載され、船長以下30名の乗組員は全員ヘリコプターで救助されたものの、ブ号は徐々に浸水し、事故破損部から油が流出し、2日後には既に5千トンになった。

流出油を海岸から遠ざけようと海難救助船がブ号を沖合120kmの地点まで曳航した。流出した油は強い北西風に流されて16日に漂着、17日にはガリシア

州・ア・コルニャ県の200kmに及ぶ海岸に流れ着き、沿岸漁業者（約1千人）は、入江に僅かなオイルフェンスを張って必死に防御した。しかし手の施しようがなく、漁業者は絶望感に打ちひしがれた。ブ号はオランダのタグボートでさらに沖合に曳航されたが、19日には強風と波浪によって船体が真二つに折れ、沖合250km、水深3,600mのスペイン200海里内の海中に沈没した。

政府は18日に関係閣僚会議を開き、19日には政府任命の専門家で構成する科学調査高等委員会を設置し



「プレステージ号」事故地点と汚染地域

た。委員会から「ブ号の沈没は大型タンカーの事故の中でも最も害の少ない出来事だ。ブ号の沈没した場所は、水温が2.6℃、しかも3,600mの海底なので油は凝固して石化してしまう筈だ」との見解が出た。しかし、翌日の20日（1週間後）にも油の流出は続き、ガリシア州・ア・コルニャ県と南隣のポンテベドラ県の海岸一帯が油で埋め尽くされてしまった。

スペイン国内の油汚染に対する防護体制は貧弱で、油吸引船などの専門設備がなかったため、急遽、事故5日後にフランスから、8日後にはオランダから、汚染対策船各1隻が汚染海域に駆けつけ油撤去に当たった。10日後になってドイツ等から8隻の油吸引船が現場に到着したが、「11月22日現在で漂着地域の約半分の海岸が壊滅状態になり、被害総額は4,200万ユーロ（約54億円）に達し、海岸が回復するのに6ヵ月はかかるだろう」（環境大臣会見）という規模にまで広がってしまった。

その頃になっても現場には僅かなオイルフェンスしか届かず、ボランティア等による撤去作業はバケツとシャベルによる人海戦術しかなく、『お手上げ』状態だった。しかし、政府の発表する流出量は、専門家のそれを大幅に下回り、「汚染は長くは続かない」といった楽観論を述べるものもあり、他方、欧州各国で構成した対策本部からは、「既に油は2万トン漏出し、硫黄の含有率が2.58%（欧州で使用のものは概ね1%以下）と粘度が高く、ガスも発生する性質のものなので回収作業者の健康が心配だ」といった悲観論が出るなどで住民は戸惑い、苛立った。

10日後に汚染海岸はガリシア州等の沿岸400kmから500kmへと拡大し、隣国フランスとポルトガルにも及ぶのではないかと懸念されるようになった。そこでフランス政府は潜水艦ノーティル号をブ号の沈没現場に派遣し、船体状況を調査することを決めた。一方、ポルトガル側はブイを浮かべて調査し、その結果、ポルトガルに漂着することはないと判断した。

その後、流出油は南西風に流されガリシア州・ア・コルニャ県を過ぎビスケー湾に流れ込み、スペイン北部のアストurias州やカンタブリア州の海岸に漂着していった。この頃、油が漂着した海岸では羽毛に油が付着したり、油を摂取した海鳥が数千羽死んだとの情報が世界中に配信され、日本からもNPO（特定非営利活動法人）の専門家やボランティア救護隊が現地へ飛んだ。

事故後25、6日目に、漸く飛行機15機とスペイン

船14隻に加えオランダ、デンマーク、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス等から13隻が応援に駆けつけ、船舶による油回収体制が強化された。各地に救援ボランティアが多数入り、油の回収は漸く軌道に乗ってきた。しかし、救援ボランティアの受入れ体制が出来ていない地域も多く、また、ボランティアが組織的に動いてくれない等のため、受入れを敬遠する地域も見受けられた。



重油の除去作業を始めた地元の人たち港町カイヨン
(11月19日、スペイン、ガリシア州(グリーンピース・ジャパンより))

ブ号からの油漏出を潜水艦ノーティル号が潜水調査した結果、ブ号には新たな亀裂が生じていることが分った。スペイン政府は先に、油は海底で低温のため凝固してしまうとの見解を述べていたが、フランスの専門家は、船体が深海の高圧により押しつぶされて船内の約5万トンの原油が流れ出る恐れがあると警告した。そこでスペイン側は、「ノーティル号でバルブの蓋を閉じ、ブ号の亀裂が広がるかどうか、油の温度はどうか等4日間調査をしてもらうことにした。一般に輸送中は、原油の温度はある程度高温にしているが3,600mの海底で水温は2.6℃なので、次第に粘度が上がり流出は減っていくはずである。しかし2006年までは漏れ続けるのではないか。これからの対策としては海上の流出油を回収し、海岸に流れ着かないようにすることだ。船腹内の油は亀裂を塞いで閉じ込めるか、船体を爆破させ一気に多数の回収船で回収するか等を検討したい」と述べ、政府の対応策がまだ迷走していることを露呈した。

この対応策の一つとして、事故から1ヵ月後にオランダからは、2000年にバレンツ海で沈没し、乗組員全員が死亡したロシアの原子力潜水艦クルスク号の救助にあたった潜水艦を派遣し、船腹の油を吸引するプ

プロジェクトも政府に提案された。しかし、作業に4ヵ月もかかる極めて困難なものであり、費用も5千万ユーロ（約65億円）を要するとのことから採択されなかった。

40日後には第3回目の油の波がガリシア地方一帯を襲い、各海岸や入江ごとに数百名の救援ボランティアや漁業関係者、軍隊が入り油の回収作業が強化された。カルロス国王は海産物の宝庫と呼ばれるア・コルニャ県の被害地を州首相と慰問し、後日には、フェリペ王子も国定公園のオンス島等を視察して、回収に当たっている人達を激励した。その際、彼等から、州政府と中央政府の対応の拙さや認識の甘さを口々に非難し、王子に直訴する場面があった。

12月19日になって、漸く、政府はフランスに対し、ノーティル号でプ号の亀裂14ヵ所を塞いでくれるよう120万ユーロ（約1.5億円）で依頼した。この時の予測では、亀裂を塞ぐのに1月20日頃までかかるが、それでも1日11トン程度の漏れがあるだろうとの見通しが示された。その間にも油は東方のビスケー湾に流れ込んでいき、アストurias州、カンタブリア州一帯、さらにフランスに接するバスク州の海岸に押し寄せた。年末の30日には9千人のボランティアが回収に関わった。翌31日には、突風に煽られて油はフランス沿岸に入り、ボルドーの南のカキの養殖地として名高い、観光地・ランド地方に流れ着いた。そこで、急遽、ガリシア地方で回収に当たっていたフランスの汚染対策船を廻送し回収に当たさせた。

新年1月3日には、スペイン政府の科学高等調査委員会が、「プ号の亀裂は塞いだか、まだ1日125トンの漏出がある。これまでに2万5千トンの油が流出し、船内にはまだ5万トン余りの油が残っている。早くても5ヵ月、遅ければ39ヵ月は漏れ続けるだろう。しかし、船体は350気圧の3倍に耐えられる構造なので船体が壊れることはあるまい」、との見解を発表した。また、船内の残り約5万トンについての処理方法は、委員会に委ねられたが、「海が穏やかになる夏までには、決定されるのではないかと政府からコメントした。

事故から2ヵ月経った1月14日、油の流出によってスペイン北部の海岸1,064のうち、409ヵ所が汚染され、フランスに接するバスク州では海岸の90%に油が流れ込む事態になった。

ノーティル号の数度に亘る潜水作業の結果、1月30日には、プ号の亀裂20ヵ所のうち13ヵ所が塞がれ、

漏出量は12月の1日125トンから2トンにまで減少し、2月中旬にはすべて塞がれるのではないかと、この見通しが委員会から発表された。しかし、このまま放置すれば船体が腐蝕破壊され、23年から40年以内には再び漏れ出す恐れもあるとの修正された見通しが発表され、今後、他の国際委員会で検討したいとの見解も示された。2月3日にはガリシア州からカンタブリア州一帯にかけて、またも油が押し寄せ、2千トンが回収された。

3ヵ月目の2月12日、ガリシア州政府は油の回収・清掃は終了したと宣言したが、一部ではまだ油の漂着が見られたので、漁業再開を巡り漁業者側と意見が合わず、漸く4月1日になって全州で漁業が再開（ただし、ガリシア州の一部の囲い網漁は6月1日から再開）された。4月中には油は砂中に沈み込み表面上きれいになり、ガリシア州の魚介類の95%は食用として問題ないと専門機関が発表した。所が5月2日になって突然、スペイン・フィニステレの海岸からフランス・ブルターニュ半島のフィニステール地方までの直線距離で約千kmに亘って『ガジェタス』と呼ばれるオイルボールが漂着した。フランス当局は、これは海底のプ号から新たに漏れ出したものではないと発表した。フランスの海岸は4月9日から海水浴期間になり、これから名物のカキを目当てに多くの観光客が訪れるので頭を抱えてしまっている。

沈没しているプ号の原油は、ポンプで抜き取る案が検討されているが、そのためにノーティル号が再度潜水し亀裂を塞ぐことにした。しかし、ギリシャのプ号の船主会社は6月13日になって政府勸業省を相手取って「油漏出の危険性は極めて低いので汲み上げる必要はない。」と訴訟を起した。船内には依然として4万トンの油が残っていると見られ、これを汲み上げるには約0.5～1億ドル（約60～120億円）掛かると見積もられており、これを全て負担させられては堪らないというのが本音のようだ。

4 漁業と漁業者の動き

プ号の油流失事故の顛末は、前項で述べたとおりであったが、この事故により最大の被害者になった沿岸漁業者も翻弄された。

事故後5日目の11月18日、最初に汚染されたガリシア州では、州政府がア・コルニャ沿岸での漁業を禁止する一方、被害漁業者約1千人に対し緊急特別融資

(社会保険料の値上げ分から拠出して基金を創設)と、1人1日当たり30ユーロ(約3,900円)の救済金を支払い、船主には21ユーロ(約2,700円)を、また、トン数に応じて1トン毎に4.75ユーロ(約610円)を支払うことを決めた。

11月25日にはガリシア州政府が巻き網漁業と沿岸漁業に対し、海岸線500kmを操業禁止区域に指定した。フィニステレ岬周辺のムールガイ養殖で知られる入江では、筏(いかだ)がビニールシートで覆われた。

12月に入ると、被害はアストウリアス州やカンタブリア州にまで広がったので、これらの関係漁業者にも中央政府と州政府から救済金を支給することが決まり、12月5日から1日につき、1人当り業種により20～30ユーロ(約2,600円～3,900円)が支払われることになった。

油汚染が次々にスペイン北部の沿岸を襲っていき、国内の社会・経済に大きな不安が高まるなか、12月13日に突然、ジブラルタル海峡対岸のモロッコの国王・モハメド6世名で一国王の権限は強大といわれる一、「モロッコから清掃員を派遣してもいいし、条件付きでモロッコ領海でのスペイン船の操業を許可してもいいのだが…」とスペイン政府に意向を打診してきた。予期せぬ話に、直ぐ政府高官が首都ラバトに飛んだ。早速、モロッコ漁業大臣と会合を持ったところ、「漁獲禁止魚種、操業禁止水域は設定するものの、最低3ヵ月間モロッコ領海内でモロッコ漁船とほぼ同じ条件で操業させる」というものだった。欧州各国の入漁協定はEUと関係国間で締結しているが、EU・モロッコ漁業協定は1999年末で失効していた。これは、スペイン政府がモロッコに一定の入漁料を支払うこと、少なくとも1名のモロッコ人を乗船させること、漁獲の一部をモロッコに水揚げすることという条件にスペイン側が合意出来なかったためであった。国王は特別にこの条件さえつけなかった。

ジブラルタル海峡にある無人島の帰属問題を巡っても両国の関係が冷えていたので、スペイン側も喜んでこれを受け入れた(ただし、清掃員の受入れは断った)。早速、1999年の漁業協定時の半分に当たる64隻を操業させることになり、被害を強く受けたガリシア州とアストウリアス州から選ぶことになった。しかし、「汚染の被害の大きいのは小型漁船であるのに、モロッコ水域へ出漁させるのを大型船に限っているのは問題だ」と、国内の野党が反対したが与党から押し切られて、1月15日に漁船が出漁した。

この間、被害を受けた海域の魚市場は開業していたが、取扱う水産物は激減し風評によって価格は暴落した。2月3日には、ポルトガルとの国境に近いア・コルニャ県の漁村では、採貝漁業が最盛期に入り、漁業組合ではトリガイやマテガイ、エボシガイの採捕を一応解禁にしたものの、「水質がきれいになったという州政府の保証がないので出漁しない」と16%の漁業者しか出漁しない事態もあった。しかし、欧州一の貝類養殖地として有名なア・コルニャ県アロサ湾の被害が比較的少なかったのは不幸中の幸いだった。

その後、第2、第3の油の波がスペイン北部一帯に打ち寄せ、殆どの水域での漁業が禁止になった。2月12日、ガリシア州は油の回収清掃が終わったので、17日から漁業再開すると宣言したが、依然として油が流れ込んでいたので、地元漁業者が再開に反対した。約2ヵ月経って(2月27日)漸く、ガリシア州の一部の漁業組合が漁業再開を決めたが、漁船のタイプも2.5トン未満の小型イカやケガニ、ロブスターを獲る船であって、「トラスマジョ」と呼ばれる3重網を使用する者、またはウナギ等を獲る場合は「ブロン」と呼ばれる底びき網を使用する者などに限られた。セントジャガニの漁場で知られるリアス・バハスでも漁業再開を決めたが、海岸に未だ多量の油が漂っているところも多く、2月27日に一斉解禁を計画していた各州政府は、漁業者の反発のため3月17日まで再開を延期せざるを得なかった。しかし、それでもなお油が残っていた海域の漁業組合では、3月24日とすることを決め、また、ビスケー湾奥のバスク州では、一部の漁法は4月1日からの解禁ということになり、これようやく全ての海域で漁業が再開(ガリシア州の囲い網漁は6月1日から再開)されることになった。そしてこの日、政府は被害を受けた自治体の首長を呼んで公式な説明会を開いたのである。

このように漁業再開を巡って政府側と漁業者側とで意見の対立が続いたのは、漁業者側には、政府の環境調査が不十分であり、再開しても魚は獲れないのではないか、漁獲物は売れないのではないかという根強い不信、不満があり(休漁期間中は、救済金が支給されるので何とか我慢できるという背景もあった)、一方、政府側は事故から4ヵ月過ぎ、ガリシア州だけでも最大で1万8千人が休漁していたこともあり、莫大な救済金を見込まねばならないという『背に腹はかえられない』事情があった。その他、海岸の清掃や復旧に8.5億ユーロ(約1,097億円)等、少なくとも10億

ユーロ（約1,290億円）の被害額に達するのではないかと政府は見積もっていた。

所が、5月2日の突然の大規模な『ガジェタス』（オイルボール）漂着によって、スペイン-フランス間の事故補償金配分問題が再燃してしまった。即ち、それまでの油汚染によってスペインが被害額10億ユーロ（約1,290億円）を、また、フランスが4,200万ユーロ（約54億円）を要求しているのに対し、「石油汚染被害国際基金（FIPOL）」は、僅か1.715億ユーロ（約222億円）しか用意出来ないとしているために、再び両国間の配分問題が俎上に上ってきたのである。

5 プ号の問題点と欧州の対応

プ号はバハマ船籍で船齢26年と古く、しかも1層構造船で、リトアニア共和国からイギリス領ジブラルタルに年間約400万トンの重油を運搬しているタンカーである。スペイン政府が事故翌々日、プ号船長を逮捕し調べたところ、1999年には安全基準違反の理由でEU委員会の制裁を2回受け、船体改善命令を受けていながら、EUの港に寄港しないためにチェックをすり抜けていたことが判明した。スペイン政府は、直ぐEU委員会に抗議し、委員会からイギリス政府に説明を求めたところ、当初「船籍がバハマで、所有会社がギリシャであり、プ号の目的地はシンガポールであるのでプ号はイギリスとは無関係」と突っぱねられた。スペイン側でも船舶所有者や運行者、プ号の船長などから調査したが、彼等は、命じられてジブラルタルに向かっていたので、自分には責任がない等と主張した。

EU委員会は、1995年からEUの船舶は港での安全性検査を義務づけていながら、プ号がジブラルタルの港で検査を一度も受けていないことが判明したので、2003年7月から安全基準のチェックをするようイギリス政府とジブラルタルに強く申し入れた。さらにスペイン側もギリシャの船舶所有者と原油積出し国のリトアニア共和国や国際海域での航行を許可したアメリカ安全規定協会及びイギリス政府に責任を問いたいとして検討を開始した。その結果、アメリカの検査協会は2001年6月のプ号の保守点検の際、ISM（船舶安全、汚染防止のための国際規則）に違反する箇所が5つもあり、補修を命じられていながら、検査協会が確認もせず完了証明を発行していたのではな

いか等の疑惑も持ち上がった。

また、プ号の船長に対してはスペイン政府が『救済措置の妨害行為』、『環境破壊』の罪で告発した。これらの調査を通してイギリス領ジブラルタルが不法なビジネスの巣窟になっていることが浮き彫りになった。

11月21日には、アスナル・スペイン首相がEU各国首脳に対し、①既に決議されている安全対策案の早期適用、②災害対策基金のEU内設置、③海上交通のコントロール強化、④事故防止のためEU各国は協力してIMO（国際海事機構）事務局に働きかけることを書簡で提案した。しかし、②については、各国の賛同を得られなかった。

さらに、11月27日にはアスナル首相とシラク・フランス大統領が会合し、「国連海洋法条約第56条に基づき、建造後15年以上の船体が1層の船舶で、燃料のような危険物を運搬する船舶は、完全な安全設備が保証されていない場合は200海里内を航行してはならないこと」、また「EUは1999年のエリカ号事故（注：マルタ籍の船齢25年の1層船体タンカーがフランス北西部沖60海里で船体を破損し沈没、ブルターニュ半島の養殖カキやムールガイに大被害を与えた事故）の後、2015年以降、1層船体の船舶は航行してはならないことを取り決めたが、これを2013年に繰上げること」で合意を見た。そして、このことを12月12日のEU理事会に提案し、EU各国に賛同を求めた。

このような状況にもかかわらず、1層船体のプ号の使用を認めていたジブラルタルは、「EUが規則改正を施行するまでは、従来通り1層船体タンカーの寄港を認める」と発表し、EU各国を逆なでした。加えて、3月19日にはEU議会にアメリカの検査協会の代表が出頭し、「検査は正当に実施し異常はなかった」と述べ、プ号を沖合に牽引したオランダのサルベージ会社も「船が古かったから事故になったのではない。安全な場所に移動させなかったためだ」と証言し、調査結果を覆して責任を回避した。

これに対し、スペイン政府の港湾保安官は、「船長が曳航を妨害し、エンジン操作が拙かったので船体にひびが入ったためだ。」と反論するなど、原因の究明から事故責任問題までの結論が出るまでにはかなりの時間が掛りそうだ。加えて、6月にはプ号の船主会社は、「プ号から油を汲み取る必要はない」と争う構えを示している。なお、プ号の船長は2月7日、300万ユーロ（約3.9億円）の保釈金で釈放された。

6 国内政治と国民の反応

事故の原因は、前述したようにプ号の構造自体に問題があったと思われ、その後の対応は油濁損害賠償補償制度等の国際取決めに基づき処理すべきだろうが、時を同じくして進んでいたスペイン政府の『イラク問題対応』と絡んで複雑な社会問題に発展した。

プ号沈没後、野党・社労党は「事故当時、フラガ・ガリシア州首相はマドリード郊外に州政府幹部と狩りに出かけ戻ってこなかった」と反発して、不信任決議案を議会に提出し（否決された）、更に12月2日には州都で過去最大の15万人のデモに発展した。デモはその4日後にもあり、1万人が参加、また12月12日、1月7日、2月11日と続き、合計約40万人が参加した。この州の漁業はGDPの10%を超える重要な産業であるだけに、多くの漁業者がスーツケースを持って行進し「海がだめになれば、先祖のようにスーツケースだけで海外に移民しなければならない。」と事故の深刻さを訴えた。

2月23日には全国規模のデモに発展し、参加者は首都マドリードだけでも主催者発表で100万人（新聞発表24万人）にもなった。このような大規模なデモに発展したのは、『アメリカのイラク攻撃支持』をいち早く表明したアスナル首相に対する国民の反発が素地にあったといわれる。（なお、2月15日には世界的な反戦集会があり、マドリードでも100万人が参加した）。一連のデモは、ガリシア州政府の汚染事故に対する援助要請の遅れや海岸清掃等の対応の遅れ、また、高を括っていた判断の甘さなどに強く抗議したものだが、それは単に漁業側だけの問題ではなく、「自然環境の破壊だ」として、文化人や芸術家等幅広い階層からも支持を得たことにあった。

ガリシア州の大学やビゴ市の国立海洋研究所の科学専門家からは、荒天にもかかわらず事故直後にプ号を沖合に牽引したこと、油の回収を漁業者やボランティアに任せっきりだったこと、また、対応について海洋専門家に相談がなかったことや海軍への協力要請が遅れたことなどに対し強い批判が吹き出した。また、流出油は物理的、化学的に処理すれば海洋環境を破壊するので、石油分解菌で分解させるべきだとの意見もあったが、政府は全く考慮しなかった（筆者注；生物細菌による油の分解技術開発は、日本でも（財）漁場油濁被害救済基金で研究が進められてきている）。

7 外国からの支援

プ号の事故直後のスペイン政府の対応が遅れたことは否めない。1992年には今回の事故と同じようにガリシア州・コルーニャ港でギリシャ籍のタンカー・エーゲ海号が座礁沈没し、スペイン北西部一帯を大規模に汚染したのに、なぜ教訓にはならなかったのか疑問だ。

スペインには、油汚染事故に対する専門船等の装備が極めて不十分なため、流出油を遠ざけようとオランダのサルベージ会社に依頼し、プ号を250km沖へ牽引した。また、沿岸の油を除くため、フランスに救援を求め1週間後にやっと1隻の汚染対策船が駆けつけた。しかし、次々に流れ着く油には応じきれず更にフランス、オランダからの救援を受けた。

他の欧州各国からも応援の意向があったのに何故か無視するという事態も生じた。10日後になって漸く、イギリス、ドイツから各2隻、フランスから1隻の油汚染処理船が追加され、外国船8隻が投入された。また、隣国フランスからは潜水艦の派遣が決まり、プ号の船体を調査することになった。29日には、これに加えてノルウェー、デンマーク、イタリア、フランスから合計6隻の処理船が応援に派遣されることになった。

プ号の対応には11月下旬からフランスの潜水艦が当り、2月初めまでに亀裂を殆ど塞ぐことが出来、プ号からの油の流出は2月末には1日2トンに減少することが出来た。それでも依然漏出は続いていた。また、アメリカからは、スペイン政府がアメリカのイラク攻撃を支持したことに応えたのか、1月には様々な救援の申出があった。

沈没しているプ号には現在約4万トンの重油が残っているが、先に記したようにこの処理方法も、また処理に要する巨額な費用を誰が負担するかもまだ決まっていない。

8 おわりに

世界の経済活動の活発化により、石油等の危険物積載船の大型化や海上交通の輻そう化、原油の受入れ基地の建設等が進み、その結果、海上災害による大規模な海洋環境汚染を引き起こす危険性が高まってきている。

このような事態に対処するため、MARPOL条約（『1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約

に関する1978年の議定書』)、国連海洋法条約(海洋に関する包括的な法秩序規程の条約)、OPRC条約(『1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約』)等で国際的な規制や取決めを定めているが、これに加盟しない国や加盟しても遵守しない国(便宜置籍船化による規制逃れ等)、或いは取決め「抜け道」を悪用する国が存在し、これが事故の遠因になっている場合があるとの指摘もある。今回のプ号事故もその一つといえそうだ。

1989年のアラスカ沖でのエクソン・バルディズ号事故は、手つかずの自然環境を著しく破壊したが、これを教訓に世界はOPRC条約を定め、その他の関係条約の整備も進めてきている。最近の環境問題のグローバル化によって、他国の油汚染も他人事では済まされないという認識が高まってきている。にもかかわらず、プ号の事故は古くなった脆弱な石油タンカーが国際社会の裏道を運行していた現状を浮き彫りにした『事件』ではなかったかと思う。関係条約に加盟しない国や便宜置籍船により規制逃れをする船舶を完全にチェック、規制する方策をIMOなどで早く検討してもらいたいものだ。

日本国内ではOPRC条約の批准を受けて、平成7年に『国家的緊急時計画』(平成9年改正)を策定し、『海洋汚染防止法』を初めとする関係法令を整備し、地域の防災計画も拡充され処理施設等の整備も進められている。また、ナホトカ号事故の教訓から日本海、黄海の海洋環境保護のために沿岸国(日本、中国、韓国、ロシア)が協力して取組む『北西太平洋地域海行動計画』を策定するなど、万全な対策に取り組んでいる。

日本政府は、IMOでの検討に対応して、①持続性油(注:重油類)を運送する載荷重量2~3万トンの現存船に対しても、原油タンカーと同様に原則とし

て船齢25年でダブル・ハル(2層船体)化することを義務づけること、並びに、②老朽化による船体折損事故の再発防止のため、船体構造の健全性に関する外国船舶監督立入りを実施すること、及び③旗国検査を強化すること、④日本付近で船体、機関、通信、救命等が国際条約基準以下の船(サブスタンダード船)を排除するため、地域で協力して立入り検査を強化することなどを実現したいとしている。筆者も、昨年の北朝鮮貨物船の事故等から浮き彫りになった各種の問題点についても早い対応を期待している。

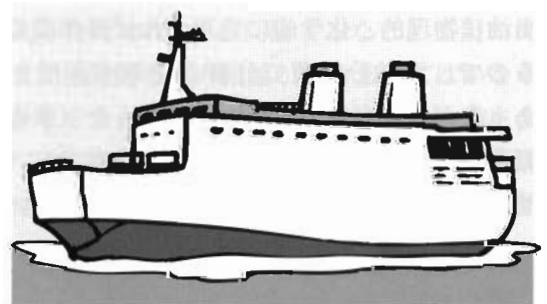
如何に万全な体制を講じても油汚染事故は完全には防げない。要は、事故後の素早い対策と実行によって、漁場等の海洋環境被害を最小限に食い止めることではないか、ということもこの油汚染事故から学んだのである。

(付記:プ号のその後の状態や事故責任問題、補償問題については、現在のところ情報を得ていない。)

参考資料

1. Spainnews. com. (インターネット)
2. クリストファー・フレイヴィン『地球環境データブック2002~2003』
3. 国土交通省海事局『主要なタンカー油流出事故について』(インターネット)
4. 国土交通省海事局『海洋汚染対策』(インターネット)
5. 消防庁『平成14年度消防白書』
6. 野生動物救援獣医師協会『ガリシア重油汚染レポート』

(2003.5. 元・財団法人漁場油濁被害救済基金)



海洋汚染の現状とその防止対策

海上保安庁警備救難部 刑事課
環境防災課

今日、環境問題は地球温暖化や環境ホルモンの問題など多様化し、人類にとって重要な課題となり、世界規模で取り組んでいく必要があります。海洋環境の保全はその中でも重要なものの1つと考えられています。海上保安庁は海洋環境の保全のため、我が国周辺海域における海洋汚染の監視取締り体制を強化するとともに、油、廃棄物、工場排水等による海洋汚染を巡視船艇、航空機等により発見し、また、海洋環境保全推進員、海守会員、海事・漁業関係者等民間の方々からの通報を受けてこれらを確認することにより、我が国周辺海域における海洋汚染の実態を把握してきました。

この成果は、毎年「海洋汚染の現状」として公表し、海洋汚染の状況を計る指標の一つとして、海洋環境保全講習会等において広く利用されています。平成14年における現状は次のとおりです。

I 海洋汚染の発生確認状況

海上保安庁が平成14年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生確認件数は516件であり、前年(486件)に比べ、30件増加しています。このうち油による汚染は358件、廃棄物、工場排水等の油以外のものによる汚染は110件、赤潮は48件となっています。(図1参照)

1 油による汚染

油による汚染の発生確認件数は358件で、前年(327件)と比べ31件増加しました。油以外のものによる汚染が大きく減少したことにより、油による汚染が全体の約69%を占めるようになりました。

これを海域別にみると、東京湾が68件(前年73件)と最も多く、次いで、瀬戸内海(大阪湾を除く)が63件(前年49件)、九州沿岸が45件(前年45件)と続いています。(図2参照)

排出源別にみると、船舶からのものが231件(前年214件)と約65%を占めており、陸上からのものが24件(前年26件)、排出源不明のものが101件(前年

83件)となっています。

また、原因別にみると、取扱不注意によるものが99件(前年104件)と最も多く、次いで、海難によるものが86件(前年65件)、故意によるものが35件(前年36件)と続いています。(図3、4参照)

2 油以外のものによる汚染

油以外のものによる汚染は110件であり、前年(122件)と比べ12件減少しています。

汚染物質別の内訳をみると、廃棄物によるものが79件(前年103件)と最も多く、次いで、その他(工場排水等)が23件(前年11件)、有害液体物質が8件(前年8件)となっています。

排出源別にみると、陸上からのものが59件(前年85件)、船舶からのものが26件(前年14件)と続いています。

原因別にみると、故意によるものが75件(前年93件)と約68%を占めています。

(図3、4参照)

3 赤潮

赤潮は48件で、前年(37件)と比べて11件増加しました。海域別では伊勢湾で14件と、赤潮による汚染の約3割が伊勢湾で確認されています。

II 海洋環境保全に係る調査

Iの海洋汚染の発生確認状況は、海上保安庁が確認した汚染の件数の面から海洋汚染をとらえたものですが、海上保安庁ではこのほかに、海洋汚染の状況を知るために、さまざまな調査を実施しています。それらの代表的な内容及び結果は次のとおりとなっています。

1 廃油ボールの漂流・漂着状況の調査

海上保安庁は、廃油ボールの実態を把握するため、油、重金属等による海洋汚染を世界的に常時監視するため

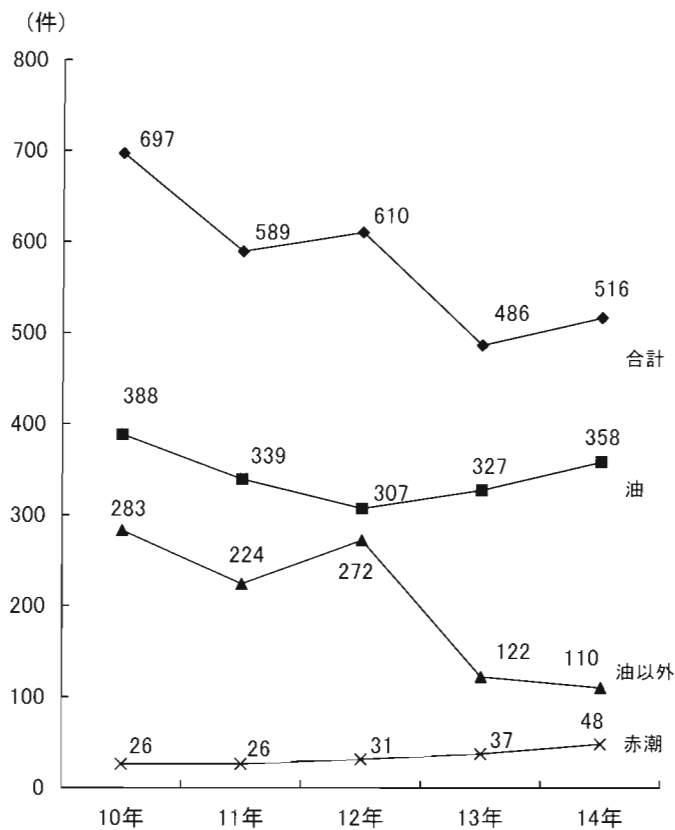


図1 海洋汚染の発生確認件数の推移

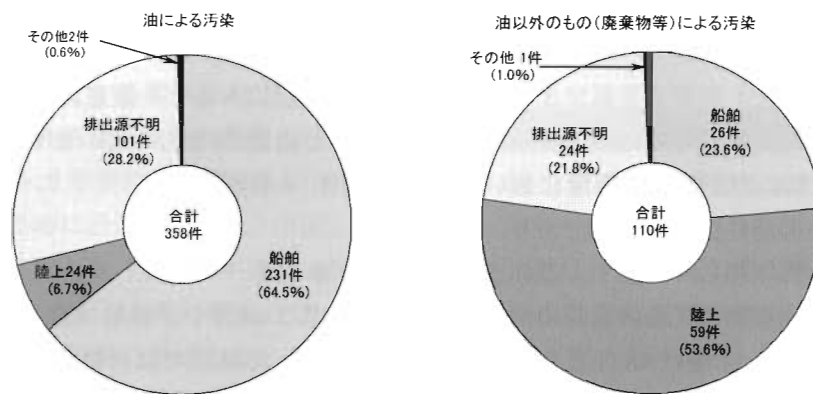


図3 海洋汚染の排出源別発生確認件数 (平成14年)

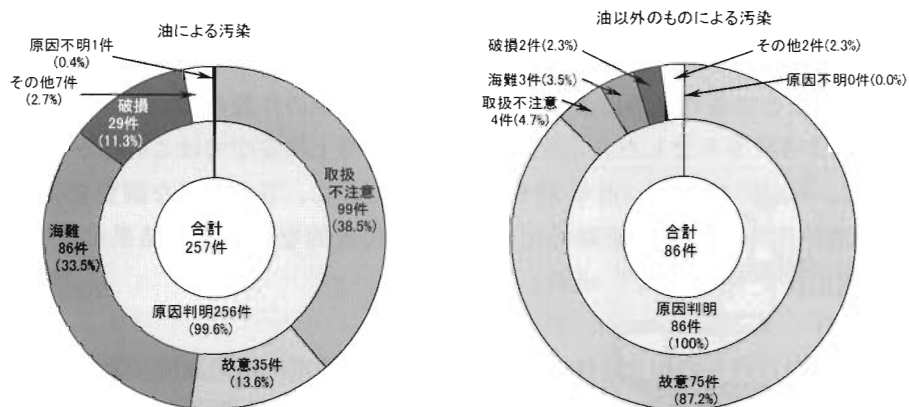


図4 海洋汚染の原因別発生確認件数 (排出源判明のものに限る。)(平成14年)

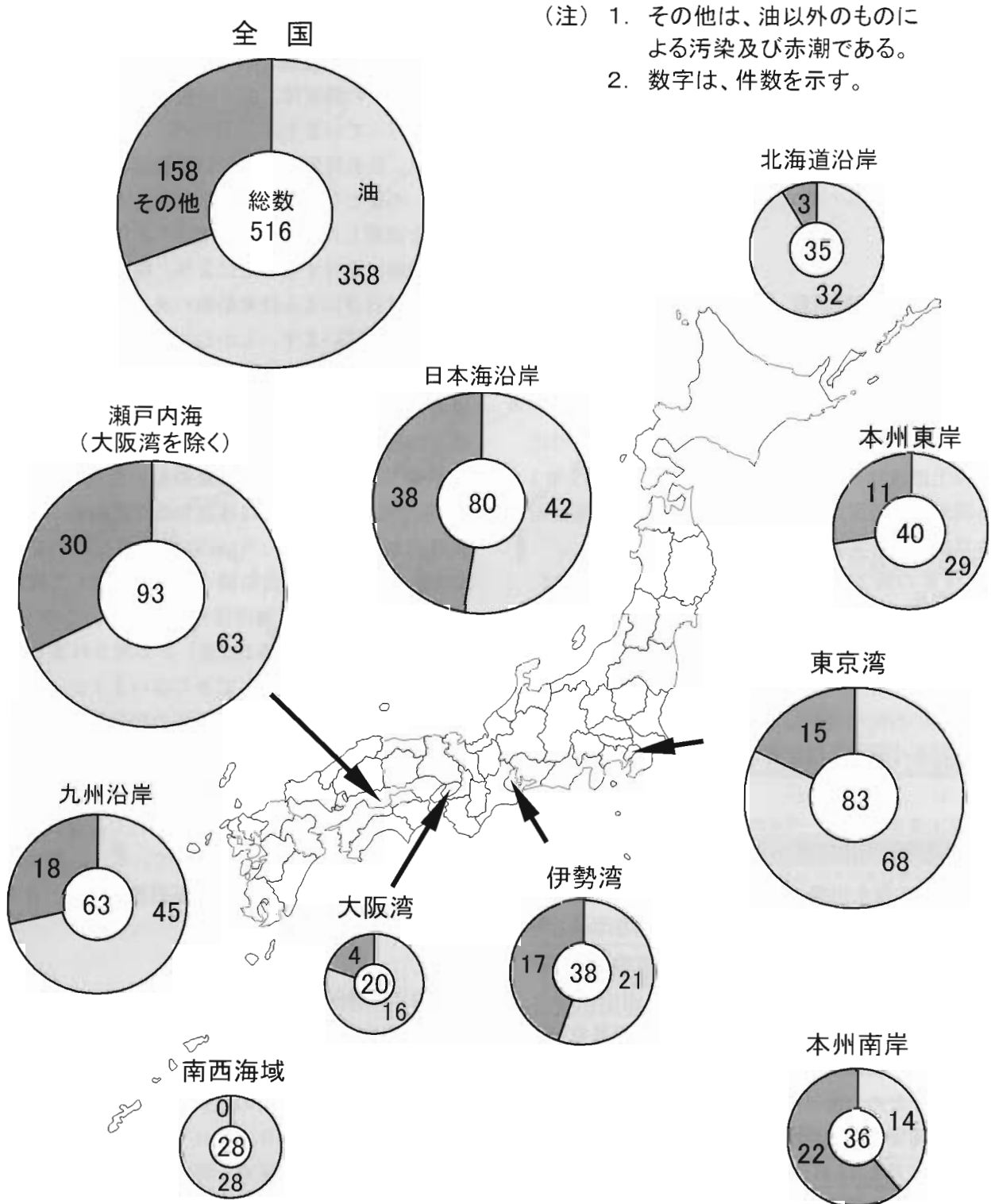


図2 海洋汚染の海域別発生確認件数 (平成14年)

の海洋汚染モニタリング計画（MALPOLMON）の一環として、国際的に統一された観測手法に基づき定期的に我が国周辺海域及び沿岸部における廃油ボールの漂流・漂着状況について調査しています。

漂流廃油ボールは平成11年まで増加傾向にありましたが、平成12年に大きく減少し、平成13年、平成14年と低いレベルを保っています。漂着廃油ボールについても、平成12年をピークに、平成13年、平成14年と続けて低いレベルに減少しています。（図5参照）

2 海上漂流物の実態調査

海上を漂流する発泡スチロール、ビニール、プラスチック等の廃棄物は自然に分解され難いものが多く、海流に乗って海を巡り、それを摂取した生物を傷つけるなどの悪影響が懸念されています。海上保安庁ではそれら海上漂流物の実態を把握するため、平成3年1月から我が国周辺海域の定線において定期的に巡視船による目視調査を実施しています。

平成14年の海上漂流物の実態調査結果によれば、10海里あたりの全体平均目視固体数は、6.22個と前年の12.78個に比べ約半減しました。物質別では、全体の約67%を発泡スチロール、ビニール類、プラスチック類等の石油化学製品が占めており、海域別では九州西岸で多く確認されました。（図6参照）

III 海洋汚染の防止対策

1 海洋環境の保全指導

海洋汚染の多くは、人為的要因により発生しているため、海洋汚染防止のためには、各々の海洋環境の保全に関する意識の向上が不可欠です。

このため、海上保安庁では、一般市民や事業者が海洋環境保全の重要性を認識し、海洋環境の保全活動を推進していくため、海洋環境保全講習会や漂着ゴミ調査等の海洋環境保全推進活動を実施しています。

特に毎年6月と11月の海洋環境保全推進週間においては、集中的な指導・啓発を実施することとしており、平成15年6月の海洋環境保全推進週間においては、全国の部署で1,350隻（外国船237隻含む）に訪船指導すると共に、126回の講習会を開催し、8,245名の方に参加して頂き、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を実施しまし

た。また、海洋環境保全意識の向上を図るため、全国57箇所で海岸に漂着したゴミの分類調査を行い、3,554人の小中学生、一般市民の方の協力を得て、約10トンのゴミを回収しました。さらに、児童を対象とした環境紙芝居の上演や各種イベント、海洋環境保全コーナーの設置等、広く一般市民を対象とした啓発活動も行っています。

近年、社会問題となっている船舶の違法投棄については、不要となった船舶の早期適正処分を指導する内容等を記載した「廃船指導票」（オレンジシール）を当該船舶に貼付することにより、廃船の違法投棄防止と投棄者自身による投棄船舶の適正処理についての指導を強化しています。しかし、依然として廃船の違法投棄は跡を絶たず、投棄した船舶の船名、船舶検査済票の番号等、所有者を特定する手掛かりを故意に削り取るなど悪質なものが多く見受けられます。

平成14年に確認した投棄船舶の隻数は、1,318隻（うち平成14年に新たに確認した投棄船舶（以下「新規確認船舶」という）は630隻）でした。この中の838隻（うち新規確認船舶401隻）に対して廃船指導票の貼付による適正処理指導等を行い、このうち325隻（うち新規確認船舶193隻）が処理されました。

投棄船舶は年々減少してきてはいますが、その根絶に向け、所有者の割り出し手法の開発等、悪質な事犯に対する取締り体制を強化するとともに、関係機関等に対し、協議の場を通じ、それぞれの地域に適した廃船の適正処理方法の確立を求めていくこととしています。またこのような施策に併せて、広く一般市民の間にも廃船問題に対する関心を高めていくこととしています。

2 海洋環境保全のための監視取締り

海上保安庁では、海洋汚染を防止し、美しい海を守っていくために、巡視船艇、航空機の効率的な運用等により、我が国周辺の広大な海域において発生する海洋汚染の監視取締りを行っています。

また、特に期間を定め、海洋汚染事犯等、自然環境を損なう海上環境事犯の一掃を図るために「海洋環境保全推進週間」「海上環境事犯一斉取締り」等も実施しております。

海上保安庁が平成14年に送致した海上環境関係法令違反件数は、364件で、前年（573件）と比べ209件減少しています。

送致件数を法令別にみると、「海洋汚染及び海上災

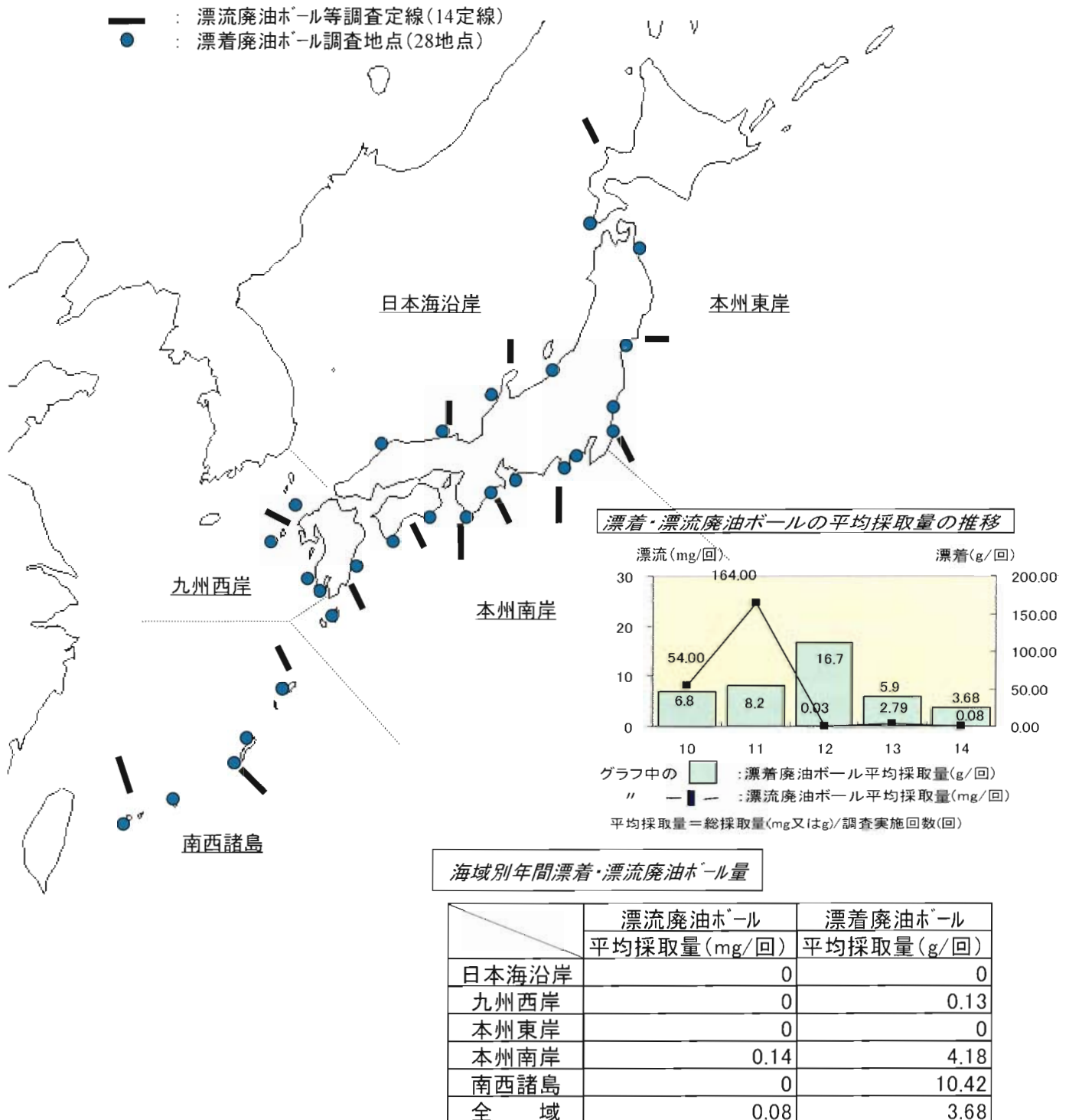


図5 日本周辺海域における廃油ボールの漂流・漂着調査結果 (平成14年)

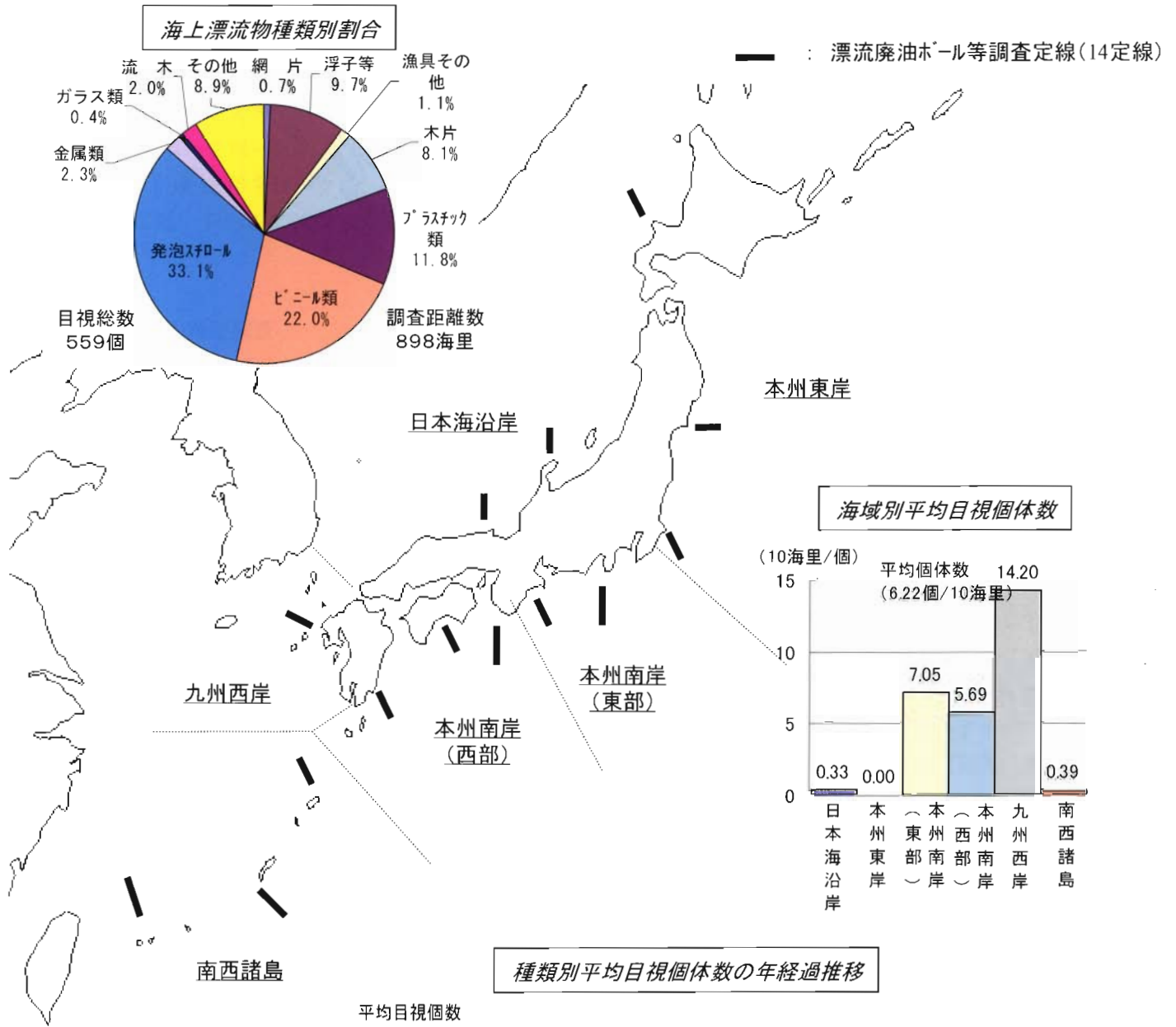


図6 日本周辺海域における海上漂流物目視調査結果(平成14年)

害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)違反が242件(約66%)と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反が60件(約16%)、「港則法」違反が43件(約12%)、「水質汚濁防止法」違反が15件(約4%)等となっており、船舶からの油の不法排出、陸上や船舶等からの廃棄物の不法投棄、臨海工場からの汚水の不法排出等の事犯が主なものでした(表1参照)。

3 外国船舶による海洋汚染の防止対策

海上保安庁が我が国周辺海域において確認した外国船舶による海洋汚染は、ほとんどが油によるものです。

平成14年に、我が国周辺海域において確認した外国船舶による海洋汚染の発生件数は41件(前年41件)で、そのうち油による海洋汚染は38件でした。船舶からの汚染発生件数257件(前年228件)のうち、外国船舶によるものが約16%を占めており、これを海域別にみると、我が国領海内で発生した汚染は34件(前年29件)、領海外(排他的経済水域又は公海)で発生した汚染は4件(前年10件)となっています。

外国船舶からの油による海洋汚染の原因としては、燃料油取扱い中及びビルジ処理作業中の初歩的なミスによるものが多くを占めています。

このため、機会あるごとに外国船舶の乗組員に対し、関係法令の周知、海洋汚染の未然防止のための具体的な対策を講じるよう油排出事故防止指導を行っています。

また、国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域にある外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に海防法等を適用して取締りを行っています。海上環境事犯を引き起こした外国船舶については、船舶の航行の利益を考慮した、いわゆる「担保金制度」が適用されており、海上保安庁が平成14年に外国船舶に対し担保金制度を適用した件数は22件(前年25件)となっています(表2参照)。

IV 主な油排出事例

「バルブ操作ミスによる油排出」

平成14年8月2日、室蘭港に係留中の漁船において、ウインチポンプの試運転を行うに際し、同ポンプ吐出側バルブの開放を確認することなく、漫然と試運転を行った結果、同ポンプ配管内が高圧となり甲板上に設置されているフランジ部パッキンが破損し、潤滑油約300リットルを付近海域に排出したものの。

「油量確認ミスによるもの」

平成14年8月5日、北海道釧路港に着岸中の漁船において、左舷燃料タンク内の燃料を燃料小出しタンクに移送するに際し、同小出しタンクの油量の状況を確認することなく、漫然と移送した結果、同小出しタンクから溢れた燃料油が右舷燃料タンクを通じ、同タンクエア抜き管からA重油約100リットルを付近海域に排出したものの。

V おわりに

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンとして、

- 国民のモラルに訴えかけ、海洋汚染を未然に防止することを目的とした「指導・啓発活動」
- 国民への海洋汚染の現状周知を目的とした「海洋汚染調査」
- 各法令違反を摘発し、原状回復を図る「監視取締り」

という手法を組み合わせ用い、環境保全対策に取り組んでいます。

海洋汚染の防止のため、その指導対象を一般の人々にまで広げ、啓発用資料を作成・配付する等の活動を積極的に展開しておりますが、環境保全のためには、皆様のご理解とご協力が不可欠であることはいまでもありません。今後とも、海洋環境保全講習会や環境保全推進活動等への参加、海洋汚染を発見した際は「118番」又は最寄りの海上保安部署への通報をよろしくをお願いします。

表1 海上環境事犯法令別内訳

(単位：件)

令名	区分	違反事項	送致件数				
			10年	11年	12年	13年	14年
海洋汚染及び海上 災害の防止に関する 法律		船舶からの油排出禁止規定違反	193	144	152	148	135
		船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反	36	6	32	10	2
		船舶からの廃棄物排出禁止規定違反	39	66	35	16	7
		廃船等の投棄禁止規定違反	171	183	135	109	63
		その他の規定違反	61	86	58	53	35
		小計	500	485	412	336	242
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律		廃棄物の投棄禁止規定違反等	188	186	203	167	60
水質汚濁防止法		排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等	14	14	8	6	15
港則法		廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等	106	78	66	56	43
その他の法令		都道府県漁業調整規則違反等	6	2	5	8	4
合計			814	765	694	573	364

表2 外国船舶による海洋汚染発生確認件数の推移

(単位：件)

			平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
海洋汚染の発生 確認件数	油による 汚染	日本の領海内	55	40	42	29	34
		日本の領海外	22	16	9	10	4
		小計	77	56	51	39	38
	油以外のものによる汚染		3	2	8	2	3
	合計		80	58	59	41	41
	(船舶起因の汚染に占める割合)		(22%)	(18%)	(21%)	(18%)	(16%)
担保金制度適用件数			44	33	34	25	22
旗国通報件数			10	9	6	3	2

平成 15 年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要

水産庁増殖推進部漁場資源課 指導第二係長 丸山 徳仁

現在、漁場資源課は、大きく分けて漁場環境保全対策関係と資源調査等関係の2つの分野について事業を推進しているところですが、ここでは、平成 15 年度漁場環境保全対策関係の新規予算の概要について、いくつかお知らせ致します。

1 川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業（補助金・委託費）

予算額 545,466 千円

水産資源は生態系の一部であり、自然の生産力に大きく依存しておりますので、安全・安心で豊かな水産物を持続的に供給するためには、健全な水循環の下に良好な自然環境が保たれていることが前提となります。

しかしながら、沿岸域において水質の悪化が依然として続いており、廃棄物が堆積する等、漁場環境が悪化しています。また、藻場・干潟の減少や生物多様性の衰退は、環境浄化機能を低下させ、漁場汚染の進行を助長しています。このようなことから、赤潮や貧酸素水塊の発生等により魚介類に斃死が起こるほか、従来は見られなかった新たなプランクトンによる被害が発生する等、沿岸域の生産性が低下するとともに、食の安全・安心が脅かされています。

このような沿岸域の環境悪化の背景には、経済成長に伴う大量消費型の国民生活や経済開発により自然環境への負荷が増大し、健全な生物・物質循環が阻害されていることがあげられ、それらが水循環を通じて漁場環境や水生生物に影響を及ぼしています。

良好な漁場環境の保全を図るためには、海健康診断としてこうした物質循環及び水生環境保全・回復の視点から漁場環境悪化の原因を明らかにし、必要な諸対策を講じるとともに、国民・消費者に積極的な環境保全・回復への理解を求めつつ、海を生活の場とする漁業者自らが環境に負荷をかけない生産活動を確立

し、国民一般、とりわけ地域住民と漁業者の連携による川上から川下に至る一貫した海域環境保全・回復の取り組みを推進することにより、循環型の経済社会の実現を図ることが重要です。

このことにより、水産資源の生育環境の保全・回復を通じた安全・安心で豊かな水産物の供給、レクリエーション等に必要良好な自然環境の確保により、都市と農山漁村の共生・対流、相互支援助理解の推進にも資することとなります。

従いまして、これらの漁場環境保全諸対策を総合的に実施する本事業を創設しました。なお、具体的な事業の項目は以下のとおりです。

- (1) モニタリング調査・漁場環境保全方針作成等事業
- (2) 赤潮・貝毒等被害防止対策事業
- (3) 環境にやさしい漁業推進事業
- (4) 市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業

2 漁場環境の化学物質リスク対策推進事業（委託費）

予算額 295,035 千円

近年、化学物質による食品や環境汚染の問題に関して国民の関心が高まっております。このため、本事業により、ダイオキシン類及び内分泌かく乱物質等について、漁場環境における魚介類中の化学物質の実態把握のための調査等を実施するとともに、国民への情報提供体制の強化を図ります。

特にダイオキシン類については、厚生労働省の調査において食品からの摂取の約8割が魚介類を介して摂取されると推定されており、魚介類からの摂取が無視できない状況にあります。現在、我が国周辺水域の主要魚介類等に関するダイオキシン類の蓄積実態調査を実施しているところではありますが、今後さらに魚介類

からの国民のダイオキシン類摂取・暴露量の把握を充実し、適切にリスク評価に資するとともに、国民へのよりわかりやすい情報提供の体制の強化や魚種・生態等に着目した蓄積機構の解明を行い、ダイオキシン類の摂取削減方策の検討のための情報収集に努め、より具体的な削減方策の検討を行って参ります。

以上が平成15年度の漁場環境保全対策における新規予算の概要です。

なお、継続分を含めた全体の漁場環境保全対策関係予算につきましては、次のとおりであります。

平成15年度漁場環境保全対策関係予算

(単位：千円)

	15年度予算額	14年度予算額
漁場環境保全対策		
漁場環境及び生態系の保全		
川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業（補）（委）	545,466	（ 0）
漁場環境の監視調査、漁場環境保全方針の策定、赤潮等被害防止対策、廃棄物汚染の軽減対策、座礁・沈船による漁場油濁等被害の実態調査、漁民の森づくり活動や水域環境美化活動による漁場環境保全の推進等		
漁場環境の化学物質リスク対策推進事業（委）	300,000	（ 0）
ダイオキシン類などの化学物質の蓄積実態、影響、摂取実態等を詳細に把握するため、調査の充実を図るとともに、国民へのわかりやすい情報提供体制を強化する		
漁場油濁被害対策（補）	120,000	（ 147,845）
原因者不明の汚染漁場の清掃、油濁汚染防止の啓発・普及、油防除体制の強化等		
野生水産生物多様性保全対策事業（委）	12,541	（ 14,184）
野生水産生物の多様性保全のための調査、保全手法の開発及び検討		
サメ・海鳥の保全管理プログラム作成等調査（委）	13,873	（ 9,109）
サメ類の管理及び海鳥の混獲対策に関する行動計画の策定等		
海洋廃棄物生物影響調査（委）	57,809	（ 62,074）
海洋における廃棄物等の実態及びこれによる海洋生態系や水産資源への影響を調査		
海洋生物混獲防止対策調査事業（委）	39,145	（ 43,237）
混獲防止技術及び混獲対象種増殖技術等の開発及び実用化試験		
野生水生生物共存対策事業（補）	10,000	（ 26,180）
トドによる漁具被害を防ぐため被害を受ける定置網の高強度化の促進		

(前年度限りの経費)

漁場環境保全方針策定推進事業 (委)	0 (55,177)
藻場・干潟環境保全事業 (委)	0 (48,600)
漁場環境保全推進事業 (補)	0 (227,995)
漁民の森づくり推進事業 (補)	0 (8,785)
海と渚の清掃活動推進事業 (補)	0 (5,688)
発電所取水内湾漁業影響調査 (委)	0 (18,415)
赤潮・貝毒被害防止対策事業 (委)	0 (81,836)
赤潮・貝毒防除基盤技術開発事業 (委)	0 (11,722)
ケイ藻赤潮発生被害防止対策事業 (委)	0 (15,000)
閉鎖性海域赤潮被害防止対策事業 (委)	0 (40,001)
赤潮防御技術開発・実用化試験事業 (委)	0 (30,000)
座礁・沈船による漁場油濁等実態調査事業 (委)	0 (8,123)
ダイオキシン類等漁業影響調査 (委)	0 (248,738)
内分泌かく乱物質等漁業影響調査 (委)	0 (170,326)
有害物質漁業影響評価・対策調査 (委)	0 (4,965)
持続的利用国際連携推進事業 (委)	0 (6,305)
生物活用型漁場環境改善調査 (委)	0 (5,001)
海浜生物生息環境調査事業 (補)	0 (7,142)

(他課計上分)

水産基盤整備費補助(計画課計上)のうち漁場環境保全創造事業 3,208,000 (2,311,000)

(事業費計)

1,098,834 (1,296,448)

※他課計上分は含まない

事務費	一般行政経費	856 (856)
	油防除・回収資機材整備費	8,958 (12,495)
	漁場環境保全対策費	72,925 (75,502)

(事務費計)

82,739 (88,853)

合計

1,181,573 (1,385,301)

漁場資源課総計	事務費	996,377 (1,009,483)
	事業費	5,848,130 (7,936,973)
	交付金	1,557,140 (0)
	合計	8,401,647 (8,946,456)

座礁船問題の現状と対応について

水産庁増殖推進部漁場資源課 課長補佐 安藤 孝司

船舶が座礁事故を起こした場合、流出した油の回収や船体の撤去、事故が原因となって発生した被害に対する補償などは、船主が責任を持って対応することが原則であります。そのため、不測の事故に備えて船主は「船主責任保険」等に参加しており、事故による被害者への損害賠償も保険から支弁されることとなります。しかしながら、最近、日本沿岸で発生している外国船舶の座礁事故では、船主が保険に未加入であるため、流出した油の回収や被害の救済を行わないばかりか、船体を撤去せず放棄するなどの悪質な事件が起こっています。

特に、平成14年12月に茨城県日立港で座礁し、大量の燃油を流出させた北朝鮮貨物船「チルソン号」の事故では、国内の北朝鮮問題の関心の高まりのなかで、社会的な注目を集めることとなり、国としての無保険外国船舶による座礁事故の対策に本腰を入れる直接的な要因となりました。

多発する外国船沈没・座礁事故

平成13年10月山口県豊北町角島の海岸に、北朝鮮の貨物船「チョン・リュウ2号」が座礁しました。座礁した海域はサザエ、アワビの漁場でもあり、町はただちに油の抜き取りを行い、海上保安庁を通じて、北朝鮮船主に積荷と船体の撤去を要請しました。これに対して、船主が別の船で積荷の中古自転車と保管されていた燃油を持ち帰った後は連絡もとぎれ、その後船体を放棄する連絡があり、残った積荷の中古冷蔵庫とともに、漁場に放置されることとなりました。

平成14年には、外国船舶の座礁や沈没事故が多発しました。3月には鳥取県境港沖で日本漁船と衝突後沈没した「アイガー号」（中国の船主）から、燃油が流出し、鳥取、兵庫、京都などに油が漂着、海上自衛隊、海上保安庁、自治体及び漁業者が防除・回収にあたりましたが、一部に漁業施設への被害も発生しました。また、この時は、水産庁境港漁業調整事務所所属の漁業取締船も海上保安庁や関係県の調査船と連携し

て、主に沈没地点での防除にあたりました。8月には静岡県御前崎沖で、日本の砂利運搬船と衝突後沈没した「サントラスト号」（韓国の貨物船）から燃油が流出し、海上保安庁、自治体や漁業者が油の防除・回収にあたりました。「アイガー号」の船主は、少額の保険にしか加入しておらず、また、「サントラスト号」の船主は保険未加入であったため、それぞれ相手方に対して補償請求を行っています。また、7月には鹿児島県志布志湾で、「コープベンチャー号」（貨物船、日本の船主）が台風避難中に座礁し、燃油の一部と積荷のトウモロコシが海岸に漂着しました。

10月には、伊豆大島で「ファルヨーロッパ号」（自動車運搬船、ノルウェー船主）が座礁し大量の油が流出、その後火災も発生するなど大事故となりました。いずれの場合も、船主が船主責任保険に参加しており、迅速な対応が行われ、コープベンチャー号はその年には船体が撤去され、ファル号については、翌年から撤去作業が開始されたところですが、さらに、12月に入って茨城県日立港内で、「チルソン号」（北朝鮮の貨物船）が座礁し、大量の燃油が流出、また、船体が破壊され積荷のタイヤチップ（発電燃料用）が海中に一部流出しました。船主は保険に加入しておらず、流出した油の回収や、船体からの油の抜き取りの費用は県が負担、船体は放棄され港内に放置されることとなりました。

これらの事故が多発した原因を特定することは困難ですが、外国人乗組員の操船に対する技術的な問題、日本沿岸の複雑な地形や潮流に対する知識や、経験の不足などが考えられます。また、北朝鮮の船舶に至っては、入港すべき港の海図さえ持っていなかったという信じられない事実が明らかとなっています。

地方自治体や関係者の苦悩

座礁船事故は地方自治体にとっては、ある日突然降ってわいた災難です。ひとたび事故が発生すれば、まず人命を救助し、油の流出を防除し、流出した場合

には回収を行います。そして最後には、船体の撤去をどうするのかという大きな問題を解決しなくてはなりません。事故を起こした船の船主が、船主責任保険等に参加しており、責任ある対応が確実であれば、通常、船主側の代理人が現場で事故の処理にあたるので、一定の労力は必要となりますが、費用負担は問題ないこととなります。しかし、過去の例からみて、無保険の外国船舶が事故を起こした場合は、船主の責任ある対応がほとんど行われず、その自治体にとって、長期に渡り労力と費用負担に直面することとなります。

水産庁は、平成14年度から16年度まで「座礁・沈船による漁場油濁被害等実態調査」を実施しているところです。平成14年度には、全国の自治体の中から、座礁船を撤去した事例を中心に調査を実施し、報告書を取りまとめたところです。調査の対象となった座礁船の撤去事例は、大部分が無保険の外国船舶です。保険により撤去された事例は少なく、ほとんどが自治体の財政負担による撤去となっています。その背景には、事故を起こした外国船の船主が、外地に居ることが障害となり、連絡がとれない又は連絡してこないケースがほとんどです。そのため、肝心の交渉が一步も先に進まないため、時間だけが経過し、最後には逃げられてしまうのが現状です。今回の調査から、座礁船問題の複雑な側面と、自治体の苦悩が浮かびあがる結果となっています。

座礁船問題の国の対応について

平成13年から15年にかけて、外国船舶による座礁事故が多発したことにより、社会問題としても注目されるとともに、被害を受けた自治体や関係団体から、無保険外国船舶の我が国への入港規制や、座礁船の撤去の制度の創設に対する要望が、次第に大きなものとなりました。

こうした要望を受けて、平成15年になって国土交通省では「座礁・放置船舶等に関する検討会」を、農林水産省では「座礁・沈没船等問題に関する検討会」をそれぞれの省内に設けて、国土交通省においては、主に船舶の保険の加入義務づけなどの規制措置や、座礁船の撤去に対する支援制度について、農林水産省においては、座礁船による漁業者の被害の救済措置などについて、それぞれ協力しながら検討を行ってきましたが、その結果として、平成15年において実施した対策と、平成16年度以降に実施すべき対策としては、

次のような対応となっています。

一、国土交通省による放置座礁船対策

(1) 座礁船の撤去

平成14年に、茨城県日立港内に座礁した北朝鮮の貨物船「チルソン号」については、港湾区域内であり、港湾の機能に障害を及ぼすため、国土交通省の港湾整備事業等により、船体の撤去と油の抜き取り、防除・回収費の1/2を助成し、15年5月から撤去を開始しました。

(2) 保険への加入義務付け

事故による油濁損害や、座礁した船体の撤去等に係る船舶所有者の責任を明らかにし、その損害賠償等に要する経費を保障する制度の確立を目的として、保険の加入の義務付け等の法律の改正を、来年の通常国会に提出する予定。

(3) 放置座礁船の撤去に対する支援

最近の無保険外国船舶の事故では、本来船舶所有者の責任において対応されるべき船体の撤去が行われず、放置されている船体を、自治体がやむを得ず撤去を行っているのが現状です。このため、放置された船体の撤去を行う自治体に対する支援事業について、平成16年度で予算要求を行っているところです。

二、農林水産省（水産庁）による座礁船対策

(1) 座礁船の撤去

平成13年に、山口県角島に座礁した北朝鮮の貨物船「チョン・リュウ2号」については、座礁した海域が漁場であるため、効用の低下した漁場の生産性を回復するため、水産庁の公共事業である漁場環境保全創造事業により、船体の撤去について事業費の1/2を助成し、15年5月から撤去を開始しました。

(2) 油防除資機材の整備

平成14年度予算の執行において、茨城県から要望のあった、油防除資機材の整備に対して、漁場環境保全推進事業により資材購入費の約二千万円の1/2を助成しました。

(3) 座礁船対応マニュアルの作成

平成14年度から実施している、「座礁・沈船による漁場油濁等実態調査」による放置座礁船の撤去事例調査結果を踏まえ、暫定的な「放置座礁船撤去マニュアル」を作成し、近く、関係自治体や、漁業団体に配布を予定しています。

(4) 漁業者による油防除・回収への支援

原因者が判明していても、油濁被害に対する賠償責任を果たさない外国船舶の事故が多発しているため、原因者不明の油事故被害救済を行ってきた、(財)漁場油濁被害救済基金に、新規の事業を追加実施することとしました。新規事業は、原因者が判明していても、油流出事故に対して責任ある対応が行われない場合に、漁業者等が行う流出油の防除・回収等に対して支弁を行うものです。

本事業は、保険加入の義務づけ等の規制措置が普及するまでの間の期限を限って実施することとしています。

北朝鮮船籍の貨物船「チルソン号」の座礁油流出事故を直接的な契機として、無責任な外国船舶に対する規制措置や、撤去の支援制度など、座礁船問題に対する諸対策が整備されてきているところです。

我が国沿岸海域を自由に航行する外国船舶には規制が及ばない現状においては、保険の加入義務付け等の規制措置が強化されることにより、少なくとも、我が国に入港を目的とする外国船舶の中から、事故が発生した場合に、責任ある対応ができない船舶は排除されることとなります。このことが、長期的には、座礁事故の減少につながるたいへん重要な対策の基本であると考えます。



平成14年10月1日の台風21号
東京都伊豆大島沖で座礁した自動車
運搬船『ファルヨーロッパ』号
(10月2日撮影、提供東京都漁連)



11月26日に火災を起こした同船
(11月27日撮影、提供東京都漁連)

油濁基金の平成14年度事業の概要

平成14年度事業計画に基づき、原因者不明の漁場油濁事故に対する漁業被害救済事業及び防除・清掃事業並びに漁場油濁の被害防止に関する調査啓発事業等を実施した。

漁業被害救済事業については、油濁被害の救済の対象となるものはなかった。防除・清掃事業については、愛知県において発生した漁業被害の基礎資料等を収集するため愛知県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を1回開催するとともに、防除費用等の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を2回開催し、慎重審議を行った。

基金は、地方審査会及び中央審査会における審査結果を受け、防除費用の額を認定し、被害漁業者に対して防除費を交付した。

調査啓発事業については、油濁被害の発生を未然に防止又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うことを目的として、「漁業者のための油防除マニュアル」の作成、ポスター等の発行、漁場自衛のための講習会及び会報の発行等引き続き油濁被害防止対策事業を実施した。

1 漁業被害救済事業

平成14年度（4～3月）の漁場油濁事故のうち、漁業被害救済事業の対象となる油濁被害はなかった。

2 防除・清掃事業

平成14年度（1～12月）に防除・清掃事業の対象となった事故は8件で、1,149万円を支弁した。

これは前年度に比べて、件数では2件、金額で954万円の増であった。

発生海域は、石川県、鹿児島県（各2件）、愛知県、山口県、愛媛県、沖縄県（各1件）の海域で発生した。

油の性状は、オイルボールが鹿児島県（2件）、石川県、沖縄県（各1件）、タール状の油が石川県（1

件）、液状油が愛知県、山口県、愛媛県（各1件）であった。

発生時期は、1～3月が4件、4～6月が1件、10～12月が3件であった。

これらの漁場油濁事故に対し、漁業者等が沿岸漁場の磯根資源等への被害を未然に防止又は軽減するため、洋上で漁船の航走による油の拡散、吸着マット等による油の回収、海岸での漂着油の清掃、回収及び回収された油等の処理等防除・清掃事業を実施した。

3 調査啓発事業

(1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の未然防止及び軽減のため、これらに関する調査研究及び漁業者等への指導等を引き続き実施した。本年度は、生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業、漁業被害自衛計画策定指針等作成事業及び漁場油濁汚染防止啓発・指導者養成事業を実施した。

これらの事業の実施については、学識経験者で構成する検討委員会等をそれぞれ設置して事業実施計画、実施結果等、事業全般について広範、かつ、専門的見地から検討を行った。また、事業の一部については専門機関等に委託して実施した。その概要は次の通りである。

ア 生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業

石油分解微生物の分解能力を向上・活性化して漂着油を効率的に除去する技術を開発するため、前年度までに集積した知見に基づき、効果を長時間持続させるため、連結材を改良した分解促進剤を試作し、京都府舞鶴市の京都大学水産実験場の実海域において、漂着油に対する分解促進効果評価のためのフィールド試験を前年度に引き続き実施した。

イ 漁業被害自衛計画策定指針等作成事業

漁場油濁被害の防止、軽減を図るためには、漁場

を利用している漁業者及び漁業関係者による迅速、かつ、的確な対応が重要であることから、各地域における漁業者の自主的な漁場自衛計画の策定を促進するための指針作りを実施するとともに、漁業被害自衛計画の実践に当たって必要とされる具体的な油回収、処理方法等を解説したマニュアルを作成することとしている。

本年度は、漁業者のための油防除マニュアル（案）を作成し、検討を行った。

ウ 漁場油濁防止啓発・指導者養成事業

油による漁場汚染の防止のためには、関係者の法令遵守、一般市民等の環境保全意識啓発が重要であることから、本年度も水産庁等の協力を得て、漁場油濁事故防止啓発ポスター「連絡・初期対応」（次頁に掲載）を作成し、漁協、漁連等関係者に配布した。

また、漁場油濁事故の被害未然防止や被害を最小限に食い止めるためには、地域の漁業者が事故現場で速やかに対処することが極めて重要であることから、油汚染防除に対処する現場の指導者を養成するため、油流出事故等に対処するため必要な基本的知識及び対応策について、現場における実技指導等を含め、静岡県焼津市、鳥根県大田市、鳥根県西郷町、北海道札幌市及び東京都の5箇所で講習会を開催し、漁業関係者等262名の参加があった。

(2) その他

ア 防除費等配分状況の検査

防除・清掃事業等の円滑・適正な推進に資するため、前年度に支払われた防除費の交付金が申請者である漁協において被害漁業者に迅速かつ適切に配分されたかについて、当基金職員及び当基金の委嘱した漁連等職員が検査・指導を行った。

イ 啓発普及活動等

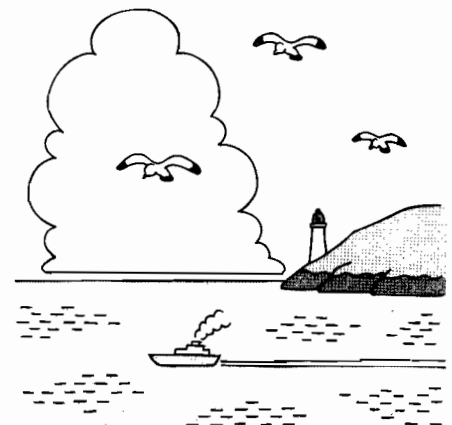
(ア) (財)千葉県漁業振興基金の東京湾に於ける漁場油濁事故防止対策に関するポスターの作成に対し、引き続き後援した。

(イ) 定期刊行物「油濁基金だより」を2回発行し、関係機関、漁協等に配布し、当基金の活動状況の周知、油濁事故の防止及び漁場環境保全意識啓発に努めた。

特に、2003年1月に発行した第73号では、事故発生時の対策や事前準備に資するため海上防災事業者・防除資機材一覧を特集した。

(ウ) 瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会が開催した会議に出席するとともに、油濁防止対策に係る啓蒙活動に協力した。

(エ) 全漁連及び東京都漁連等で構成する「ファール・ヨーロッパ号座礁油流出事故漁業被害対策班実務者会議」に参加し、必要な協力を行った。



あつ、油が浮いてるぞ!

油の流出 1 に連絡、2 に初期対応

迅速な連絡と適正な初期対応は漁場被害を軽減させます



▶ 通報を受けた漁協等は、すぐに最寄りの海上保安部(署)、漁連及び関係行政機関へ通報して下さい。



初動通報・連絡先一覧(油の適切かつ効果的な防除措置を講ずるために、日頃から通報すべき連絡体制を整えておきましょう。)

関係機関名	担当部署名	平日	休日・夜間		関係機関名	担当部署名	平日	休日・夜間	
		電話番号	担当者氏名	電話番号			電話番号	担当者氏名	電話番号

財団法人 漁場油濁被害救済基金 電話: 03 (3254) 7033 FAX: 03 (3254) 3778

油濁基金の新たな事業について

1 原因者判明事故に対する新たな対応について

油流出事故のように他人に損害を与えた場合は、原因者がその損害を賠償するのが原則で、油濁基金でもこれまで原因者判明の事故は対象にせず、原因者不明の事故に限って漁業被害の救済や防除清掃費の支弁を国、都道府県及び拠出団体からの拠出金等で実施してきました。

しかし、昨年12月に日立港で座礁、船体が損傷し流出油等の大きな被害をもたらした北朝鮮籍のチルソン号事件のように、原因者が原因者としての責任を果たさない事例が最近目立ってきています。

このような事態に対処するため、国土交通省では放置座礁船の撤去についての支援対策や船主責任保険の加入義務付け等を、水産庁においても油濁基金によるこのような事故への対応や都道府県等に対する油防除資機材整備の助成等を検討しています。

油濁基金の対応としては、原因者による防除及び清掃が行われない漁場油濁に対しても被害の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を円滑に行うため、これらの防除清掃に要した費用を支弁する制度を検討しているところです。

この制度では、支弁の対象を防除措置・清掃作業に限り、一事故当たりの限度額を設け、拠出団体からの拠出金は使用せず、実施期間も平成18年度限りの時限措置とする等原因者不明の事故での対応と異なる面がありますが、詳細については次号でお知らせする予定です。

現在できるだけ早く事業を開始できるよう努力しているところです。

2 油防除啓蒙ビデオ

油流出事故が発生し油が漁場に襲来した場合、油濁被害の未然防止と汚染事故の適切な処理のためには防除、清掃に対する的確な知識が重要です。油濁基金では、平成10年度から水産庁補助事業として全国で流出油の知識や漁業者が実行できる簡単な油防除の実演等を紹介する「漁場油濁汚染防止啓発・指導者養成事業」を実施してきました。しかしこれらに参加し油防除の知識を得ることのできる人数には限りがあり、また地域的にも偏っていることから、ビデオテープにこれら必要な知識を収録し、皆様に紹介することとしました。

内容は20分程度のテープ2本からなる1,2部構成で、

第1部は「流出油の油種と防除資機材」第2部は「漁業者による初期防除」（共に仮題）となっており、第1部では流出油の変化、防除作業や防除資機材の紹介及び回収した油の処理法等、第2部では2～3人でできる簡単に効率的な油防除の方法を詳しく紹介しています。

千葉県金田漁協のご協力をいただき、9月4日に東京湾横断道路直近の瓜倉漁港で第2部を撮影しました。現在編集作業中で、10月には完成する予定です。

3 新情報図

水産庁では、平成9年度から5ヶ年間、流出油による漁業被害を最小とするため、漁業者等の迅速な油防除対策や漁場復旧方針等の策定のための基礎資料となる沿岸部の漁業関連情報を網羅した「油汚染漁業影響情報図」を油濁基金に委託して作成し、各都道府県及び各漁連に配布したところです。

しかし、搭載した地図ソフトが古く性能が十分でないこと、また使用した地図の縮尺が1/20万の大縮尺なものであったことから、情報量は膨大なものであったにもかかわらず、必ずしも十分な活用がなされているとはいえませんでした。

この度、その膨大な情報を縮尺が1/2万5千の最新の地図ソフトに載せ代えたものを作成しました。

内容は、全国を東京湾沿岸域等17海区に分割し、そのなかには海岸（海岸の状態、水深、港湾、漁港等）、環境（季節別の産卵場、幼稚仔分布、保護水面等指定海面、人工魚礁・天然礁、藻場、干潟等）、漁業（各漁業権、主要漁業）、関連施設（種苗生産施設、育苗施設、漁協、魚市場等）及びその他（潮干狩り場、海釣り施設、石油関連施設等）で、沿岸部の漁業や石油等に関する非常に詳細な情報が、原則として各県1枚のCDに入っています。

9月中旬に各都道府県及び漁連に送付いたしますので、漁場自衛計画の作成等多方面でのご利用を期待いたします。

また、本年は漁業権の一斉更新の年に当たります。今後新しい漁業権情報を搭載する予定でいますので、各都道府県におかれましては情報の提供等ご協力をお願いいたします。

中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

平成14年度第2回中央審査会

平成15年2月7日、平成14年度第2回中央審査会が開催され、愛媛県魚島村地区他3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は防除清掃のみのもので、慎重審議の結果別表1のとおり了承された。

この結果、平成14年度の原因者不明の油濁被害は、防除清掃が8件で認定額合計11,494千円となった。

平成15年度第1回中央審査会

平成15年2月20日、平成15年度第1回中央審査会が開催され、沖縄県本島西海岸及び離島地区他1件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程案件は、沖縄県本島西海岸及び離島の広範囲に大量のオイルボールが漂着したもので、慎重審議の結果別表2のとおり了承された。

別表1

平成14年度 第2回中央審査会

No.	地区名	発生日月	形状・状況	被害の種類	認定額	備考
1	愛媛県 魚島村地区 (魚島村漁協)	平成 14. 5.22	魚島村高井神島北方の海上にA重油がはば30~200m長さ8,000mの帯状になって漂流。	防除・清掃	504,240	引き潮に乗って南下すると付近の小型定置網やイカかご漁業に被害のおそれがあった。
2	石川県 志賀町地区 (志賀町漁協)	14.11. 8	やわらかいタール状の油が海岸に距離約1kmにわたって漂着。	防除・清掃	354,330	放置すると、近傍の岩のり等の海藻類に被害のおそれがあった。
3	沖縄県 池間島地区 (池間漁協)	14.11.13	直径5~10cmのやわらかいオイルボールが油の付いた藻と共に海岸に漂着。	防除・清掃	1,705,208	再流出して採貝漁業、モズク、ひとえぐさ、雑漁業(いか、たこ等)漁業に被害のおそれがあった。
	鹿児島県 奄美大島地区 (龍郷漁協)	14.12.18	直径2~5cmのやわらかいオイルボールが油の付着したゴミや藻とともに海岸に漂着。	防除・清掃	2,519,424	放置すると漁船の上げ下ろしに支障があり、最放出してモズク、真珠養殖等に被害のおそれがあった。
	合計				5,083,202	

別表2

平成15年度 第1回中央審査会

No.	地区名	発生日月	形状・状況	被害の種類	認定額	備考
1	沖縄県 本島西海岸 及び離島地区 ※(羽地他7漁協)	平成 15. 1.24~2. 4	直径5~15cm程の軟らかいオイルボールが本島西海岸や離島の海岸にゴミとともに広範囲に漂着した。	防除・清掃	5,168,843	放置すると再流出して、近傍のモズク養殖、ヒトエグサ、刺し網、雑漁業に被害を及ぼすおそれがあった。
2	沖縄県 池間島地区 (池間漁協)	15. 2.19	直径5~10cmのやわらかい黒色のオイルボールが油の付着した藻等とともに海岸に巾20m距離延べ5.5kmにわたって漂着した。	防除・清掃	1,476,874	放置すると、近傍の採貝漁業、モズク、ヒトエグサ、雑漁業に被害のおそれがあった。
	合計				6,645,717	

(※ 羽地漁協、糸満漁協、伊平屋村漁協、座間味村漁協、久米島漁協、粟国漁業組合、平良市漁協)

平成15年度第2回中央審査会

平成15年8月27日、平成15年度第2回中央審査会が開催され、静岡県下田市地区他3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回上程案件は静岡県が2件、沖縄県、鹿児島県でそれぞれ1件の防除清掃のみのもので、審議の結果別表3のとおり了承された。

最近の原因者不明油濁事故の概要

本年度第2回中央審査会以降の原因者不明の油濁事故は別表4のとおり沖縄県（4件）に発生が見られ、それぞれの漁協において漁業被害の防止のための防除清掃作業が実施されました。

別表3

平成15年度 第2回中央審査会

No.	地区名	発生日	形状・状況	被害の種類	認定額	備考
1	静岡県 下田市地区 (下田市漁協)	平成 15. 5.30	直径3～50cm大の軟らかいオイルボールが海岸に巾8m、長さ700mの帯状になって漂着した。	防除・清掃	226,395	放置すると再流出して、近傍の天草、岩のり漁業に被害を及ぼすおそれがあった。
2	沖縄県 与那国島地区 (与那国町漁協)	15. 6.10	直径2mm～15cmのやわらかい新しいオイルボールが油の付着した海ゴミや藻等とともに島内海岸に大量に漂着した。	防除・清掃	4,018,166	放置すると再流出して、近傍のエビ養殖場、採貝漁業、雑漁業に被害のおそれがあった。
3	鹿児島県 種子島地区 (南種子町漁協)	15. 6.26	直径10cm程度の柔らかいオイルボールが漂着物とともに西海岸に巾1m、長さ30kmに帯状に漂着。	防除・清掃	679,740	放置すると再流出して、近傍のトコブシ、伊勢エビ漁に被害を及ぼすおそれがあった。
4	静岡県 南伊豆町地区 (南伊豆町漁協)	15. 7. 5	南伊豆町沖合海上に、巾1～50m、長さ4kmのBまたはC重油の油膜が漂流した。	防除・清掃	366,206	放置すると海岸に漂着して、各種磯根資源に被害をもたらすおそれがあった。
	合計				5,290,507	

別表4

最近の原因者不明油濁事故の概要

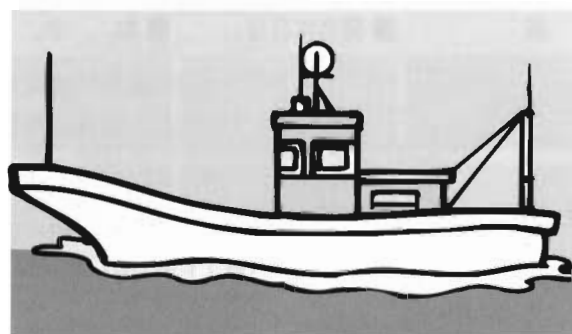
No.	県名・地区名	発生場所	発生日	被害状況
1	沖縄県 石垣島地区	石垣島東海岸一帯	15. 6.24	直径5～10cmの柔らかいオイルボールが海岸一帯に漂着、モズク養殖や刺し網漁業に被害のおそれがあり清掃した。
2	沖縄県 多良間島地区	多良間島南部海岸一帯	15. 7. 8	直径3～5cmの柔らかいオイルボールが海岸に漂着、近傍の採貝藻漁業に被害のおそれがありまた漁船の上げ下ろしに支障があり清掃した。
3	沖縄県 与那国島地区	与那国島地先海岸一帯	15. 7.23	海岸に柔らかいオイルボールが大量に漂着、車エビ養殖場に被害のおそれがあり、また、漁船の上げ下ろしに支障があり清掃した。
4	沖縄県 池間島地区	池間島地先海岸一帯	15. 8. 2	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、採貝・採藻漁業に被害のおそれがあり清掃した。

中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱

任期満了に伴う中央審査会の委員を平成15年5月22日開催の基金第2回理事会の承認を得て、下記の方々に委嘱いたしました。

氏名	所属
西川 輝彦	石油連盟 技術環境部長
田中 武	(社)日本鉄鋼連盟 技術・環境部長
佐藤 義章	全国内航タンカー海運組合 総務部長
小畑 靖	(社)日本船主協会 関連業務部 課長
大橋 孝治	(社)全国まき網漁業協会 専務理事
長屋 信博	全国漁業協同組合連合会 漁政部長
篠塚 朝人	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 参事
佐藤 正敏	全国漁業共済組合連合会 常務理事
瀬尾 信雄	弁護士
小川 洋一	弁護士
成田 健治	弁護士
沢辺 浩明	日本船主責任相互保険組合 損害調査部第一課長

(任期 平成15年7月1日～平成17年6月30日)



労務費及び漁船用船費について

漁業被害及び防除・清掃作業に従事した場合の費用の支弁の額について、農林水産省統計情報部「漁業経済調査報告」及び厚生労働省編「賃上げの実態」等の資料に基づき算定した結果、労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、平成15年4月1日より次のとおり実施することとしました。

1. 労務費（1時間当り）

	平成15年度	平成14年度
労務費	1,240円	1,270円

ただし、著しく危険若しくは汚染を伴う作業、又は高度の技能若しくは肉体労働を要すると認められる作業に係わる労務費については、最高1時間当り110円迄の金額をこれに付加し得るものとする。

2. 漁船用船費（1日当り）

	平成15年度	平成14年度
1t未満船	20,400円	20,400円
1t～3t	25,200円	25,200円
3t～5t	42,200円	42,200円
5t以上船	58,200円	58,200円

（4時間以下は半額）

官庁等人事異動

■ 所属	■ 発令年月日	■ 職名	■ 新任者	■ 前任者
経済産業省	H15. 7. 1	産業技術環境局 環境政策課課長補佐	星 徹美	高屋 猛
国土交通省	H15. 7. 1	国土交通省 海事局 総務課 課長補佐	鈴木健寿	小原得司

バックナンバー紹介

第1号 (1975/11) ～第73号 (2003/1)

第1号 (50年11月)

- I (財) 漁場油濁被害救済基金の事業について
 - 1 昭和49年度事業の概要
 - 2 昭和50年度の事業の内容
 - II 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
 - 1 第1回中央審査会
 - 2 第2回中央審査会
 - 3 第3回中央審査会
 - III 公害による漁場被害事例調査の実施
 - 1 調査の実施
 - 2 調査表について
 - IV 漁場油濁事故防止啓もう宣伝事業の実施
- おしらせ

第2号 (51年3月)

- I 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
 - 1 第4回中央審査会
 - 2 第5回中央審査会
 - II 50年度漁場油濁被害状況
 - III 公害による漁場被害事例調査中間報告
 - 1 調査表の回収
 - 2 若干の特徴
 - 3 被害事例調査表回収数表
 - IV 漁場油濁事故防止啓もう宣伝委託事業映画フィルムの出出し
- おしらせ

第3号 (51年8月)

- I 漁場油濁被害救済基金の役割
- II 昭和50年度事業業務報告概要
- III 昭和51年4月以降油濁発生速報
- IV 漁場の清掃係わる申請手続き例

第4号 (51年12月)

- I 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
 - 1 第1回中央審査会
 - 2 第2回中央審査会
 - 3 第3回中央審査会
- II 51年度漁場油濁被害状況
- III 漁場油濁による漁場被害に係わる申請手続き例

第5号 (52年5月)

- I 漁場油濁被害救済制度の確立について
- II 51年度事業報告概要
- III 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- IV 地方漁場油濁被害等認定審査会の設置
- V 51年度漁場油濁被害発生状況一覧表

第6号 (52年11月)

- I 役員等の改選について
- II 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- III 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の設置
- IV 漁場油濁による「防除・清掃」及び「漁場被害」に係わる申請手続き例
- V 昭和50・51年度県別油濁被害一覧表

第7号 (53年3月)

- I 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- II 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き
- III 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員名簿
- IV 油の飼料採取について漁協へのお願い
- V 昭和51年度漁場被害、防除・清掃の県別発生件数及び金額一覧表
- VI 漁場被害、防除・清掃の月別発生件数及び金額一覧表

第8号 (53年7月)

- I 昭和52年度事業報告概要
- II 中央審査会の動き
- III 地方審査会の動き
- IV 評議委員の一部変更
- V 労務費及び漁船用船費の改訂
- VI 昭和52年度漁場油濁被害発生図
- VII 昭和52年度漁場油濁被害発生状況

第9号 (53年11月)

- I 中央審査会の動き
- II 地方審査会委員の一部変更
- III アモコ・カジス号による油濁事故(翻訳)
- IV のり養殖場の油濁被害時における調査報告

<ul style="list-style-type: none"> V 諸調査事業の推進 VI 原因者不明による漁場油濁被害救済実績 VII 原因者判明漁場油濁事故一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> VII 昭和54年度漁場油濁被害状況一覧表 VIII 昭和54年度漁場油濁被害発生図
<p>第10号 (54年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 役員、評議員の改選について II 中央審査会の動き III 地方審査会の動き IV 漁業者のための偶発事故基金 V 都道府県別油濁被害救済実績 VI オイルボール等漂着状況調査結果について 	<p>第15号 (55年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 地方審査会の動き III 地方審査会委員、理事長、理事、評議委員の異動 IV 漁場油濁被害救済基金制度の今後の課題（米住史郎） V のりの養殖と油濁（関達哉） VI 海士衆と磯人たち（吉木武一） VII 防除清掃に係わる申請手続き例 VIII 昭和54年度月別油濁被害額一覧表
<p>第11号 (54年7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 昭和53年度事業報告概要 II 中央審査会の動き III 地方審査会の動き IV 理事長、専務理事の選任 V 労務費及び漁船用船費の改訂 VI 昭和53年度漁場油濁被害発生図 VII 昭和53年度漁場油濁被害額一覧表 VIII 昭和53年度漁場油濁被害状況一覧表 	<p>第16号 (56年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 地方審査会の動き III 地方審査会委員の一部変更 IV 油濁事故に関するガイドライン V 原因者判明油濁事故統計表 VI 漁場油濁による「漁業被害」に係わる申請手続き例
<p>第12号 (54年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 漁場油濁影響調査事業の概要について III オキナワモズク養殖業の発展について IV 海岸漂着油の防除・清掃の記録 V 月別油濁被害一覧表 VI 原因者判明漁場油濁等事故一覧表 	<p>第17号 (56年7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 役員・評議委員、中央漁場油濁被害等認定審査委員の改選について II 昭和55年度事業報告概要 III 中央審査会の動き IV 地方審査会の動き V 専門委員会検討結果について VI 労務費及び漁船用船費の改訂 VII 昭和55年度漁場油濁被害一覧表 VIII 昭和55年度漁場油濁被害状況一覧表 IX 昭和55年度漁場油濁被害発生図
<p>第13号 (55年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 地方審査会の動き III 地方審査会委員名簿 IV 救済金等の配分に関する調査について漁協へのお願い V 成長産業としてのあさり栽培漁業 VI 昭和54年オイルボール等漂着状況調査の結果について 	<p>第18号 (56年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 地方審査会の動き III (財) 漁場油濁救済基金、専務理事の移動 IV 漁場保全功績団体の紹介 V 漁場油濁被害救済申請に当たっての漁協の留意事項について VI 漁場公害に係わる地方公益法人（地方基金）等の実態調査結果について VII イギリスにおける油濁の状況
<p>第14号 (55年7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 昭和54年度事業報告概要 II 中央審査会の動き III 地方審査会の動き IV 理事、評議員の一部変更 V 労務費及び漁船用船費の改訂 VI 昭和54年度漁場油濁被害額一覧表 	<p>第19号 (57年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き

<ul style="list-style-type: none"> II 地方審査会の動き III 評議委員、中央審査会委員の異動 IV オイルボール等漂着状況調査結果の要約 V 漁場公害に係わる地方公益法人（地方基金）等の実態調査結果について（前号の続き） VI 雑感－漁業補償とその配分について－（大津昭一郎） 	<ul style="list-style-type: none"> IV 地方審査会の動き V 役員、評議委員、中央漁場油濁被害等認定審査会委員の改選について VI 地方審査会委員の一部変更 VII 昭和57年度漁場油濁被害状況一覧表 VIII 昭和57年度都県別油濁被害額一覧表 IX 昭和57年度月別油濁被害額一覧表 X 第1回水圏着臭国際シンポジウムについて －裏表紙 昭和57年度月別油濁被害額一覧表－
<p>第20号（57年7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> I 業務報告 II （財）日本船舶振興会会長笹川良一氏国連平和賞を授賞 III 中央審査会の動き IV 地方審査会の動き V 評議委員の異動 VI 労務費及び漁船用船費の改訂 VII 昭和56年度漁場油濁被害一覧表 VIII 昭和56年度漁場油濁被害状況一覧表 IX 地方審査会委員名簿 	<p>第24号（58年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 地方審査会の動き III 評議委員の移動について IV 瀬戸内海環境保全対策連絡会の発足について V 豊かな海づくり大会（漁場保全功績団体の紹介） VI （財）漁場油濁被害救済基金設立の経緯 VII 千枚地蔵仏体流し
<p>第21号（57年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 専門委員会の検討結果について III 原因者不明による漁場油濁被害防止対策の強化について IV 監視機構の事例「昭和56年度のり漁場油濁監視等実施要領」 V 豊かな海づくり大会（漁場保全功績団体の紹介） VI 中央審査会委員の異動 VII 沿岸漁業と環境－開発の意義を問う－（全国漁業協同組合連合会 考査役 西尾健） 	<p>第25号（59年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 海洋汚染の海域別発生状況 III “付着油除去方法について”（石油連盟 松本謙） IV （財）漁場油濁被害救済基金設立の経緯（そのII） V エビス様と船玉様（前油濁基金理事 秋山博一）
<p>第22号（58年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 地方審査会の動き III 第8回専門委員会の検討結果について IV 新任評議員 V 海岸線の油濁清掃技術に関する話題（石油連盟 松本謙） VI 沿岸漁業と環境～開発の意義を問う～（全国漁業協同組合連合会 考査役 西尾健） VII 漁業油濁被害の概況－昭和56年（暦年） －裏表紙 昭和56年度月別油濁被害額一覧表－ 	<p>第26号（59年7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> I 昭和57年度事業報告概要 II 労務費及び漁船用船費の改訂 III 中央審査会の動き IV 地方審査会の動き V 評議委員と中央審査会委員の異動について VI 昭和58年度県別油濁被害額一覧表 VII 昭和58年度漁場油濁被害状況一覧表 VIII 昭和58年度月別油濁被害額一覧表 IX 流出油防除について（元神戸商船大学教授 近藤五郎） X 油濁基金設立経緯（そのIII）（（財）漁船海難遺児育英会 専務理事 前田優） XI 廃油処理施設の設置港について XII 海上汚染監視の為に航空機配備現状 XIII 昭和58年度漁場油濁被害発生図
<p>第23号（58年7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> I 昭和57年度事業報告概要 II 労務費及び漁船用船費の改訂 III 中央審査会の動き 	<p>第27号（59年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> I 中央審査会の動き II 地方審査会の動き III 専門委員会検討結果について IV 評議委員の異動について

- V 豊かな海づくり大会（漁場保全功績団体の紹介）
- VI 流出油防除について（そのⅡ）
- VII 基金の発足と機構
- VIII 海洋汚染の海域別発生状況

第28号（60年3月）

- I 中央審査会の動き
- II 中央審査会委員の異動について
- III 地方審査会の動き
- IV 石油汚染と水産動物への影響について
- V 基金の発足と機構（そのⅡ）（（財）漁船海難遺児育英会 専務理事 前田優）
- VI 海岸への油漂着に関する技術的諸問題（油濁研究所 松本謙）
- VII 我が国周辺海域における最近6年間の海上災害の主な事例について

第29号（60年7月）

- I 昭和59年度事業概要
- II 役員、評議員、中央審査会委員の改選について
- III 漁船用船費の改訂
- IV 中央審査会の動き
- V 地方審査会の動き
- VI 昭和59年度都道府県別油濁被害状況一覧表
- VII 昭和59年度漁場油濁被害状況一覧表
- VIII 昭和59年度月別油濁被害状況一覧表
- IX 油濁防除技術開発事業の成果について
- X 基金の発足と機構（そのⅢ）（（財）漁船海難遺児育英会 専務理事 前田優）
- XI 昭和59年度漁場油濁被害発生図

第30号（60年11月）

- I 中央審査会の動き
- II 豊かな海づくり大会（漁場保全功績団体の紹介）
- III 地域徒食の文化（埼玉大学教授 秋谷重男）
- IV 基金の発足と機構（そのⅢ）（（財）漁船海難遺児育英会 専務理事 前田優）
- V 海洋汚染の現状について

第31号（61年3月）

- I 中央審査会の動き
- II 地方審査会の動き
- III 評議員の異動について
- IV 基金の発足と機構（そのⅢ）（（財）漁船海難遺児育英会 専務理事 前田優）
- V 古代海洋民と日本文化の形成（そのⅠ）（高崎経済大学 大津昭一郎）
- VI 外国の沿岸油汚染防除作業の一例

第32号（61年7月）

- I 昭和60年度事業報告概要
- II 労務費及び漁船用船費の改訂
- III 中央審査会の動き
- IV 地方審査会の動き
- V 評議委員の委嘱について
- VI 昭和60年度都道府県別油濁被害状況一覧表
- VII 昭和60年度漁場油濁被害状況一覧表
- VIII 昭和60年度月別油濁被害状況一覧表
- IX 古代海洋民と日本文化の形成（そのⅡ）（高崎経済大学 大津昭一郎）
- X 基金の発足と機構（最終回）（（財）漁船海難遺児育英会 専務理事 前田優）
- XI 昭和60年度漁場油濁被害発生図

第33号（61年11月）

- I 中央審査会の動き
- II 評議委員の委嘱
- III 地方審査会委員名簿
- IV 豊かな海づくり大会（漁場保全功績団体の紹介）
- V 油濁に対する対応状況
- VI 原因者判明漁場油濁事故一覧
- VII 古代海洋民と日本文化の形成（そのⅢ）（高崎経済大学 大津昭一郎）
- VIII 海洋汚染の現状について

第34号（62年3月）

- I 中央審査会の動き
- II 評議委員の委嘱について
- III 油濁と漁業
- IV 古代海洋民と日本文化の形成（そのⅣ）（高崎経済大学 大津昭一郎）
- V 漁場油濁対策システムについて（油濁研究所 松本謙）

第35号（62年7月）

- I 昭和61年度事業報告概要
- II 役員、評議員及び中央審査会委員の改選について
- III 労務費及び漁船用船費の改訂
- IV 地方審査会の動き
- V 中央審査会の動き
- VI 昭和61年度都道府県別油濁被害状況一覧表
- VII 昭和61年度月別漁場油濁被害一覧表
- VIII 昭和61年度漁場油濁被害一覧表
- IX 昭和61年度漁場油濁被害発生図
- X 古代海洋民と日本文化の形成（高崎経済大学 大津昭一郎）

第36号 (62年11月)

- I 中央審査会の動き
- II 評議員の異動について
- III 漁場油濁問題調査検討会について
- IV 豊かな海づくり大会について
- V 海洋汚染の現状
- VI 古代海洋民と日本文化の形成 (高崎経済大学 大津昭一郎)

第37号 (1988年3月)

- (寄稿)
- 1 南西諸島の油濁と経済 (秋山博一)
 - 2 漁場を守るための油防除資機材の使い方 (油濁研究所 松本謙)
- (随想)
- 油濁事故の思い出 (木村光廣)
- (基金記事)
- 1 中央・地方審査会の動き
 - 2 漁場油濁問題調査検討会報告 (その2)
 - 3 千葉県下における昭和62年度油濁事故発生状況
 - 4 中央審査会委員の委嘱について

第38号 (1988年7月)

- (寄稿)
- 1 漁業を守るための油防除資機材の使い方 (2) (油濁研究所 松本謙)
- (随想)
- 油濁事故の思い出 (2) (和出隆治)
- (基金記事)
- 1 昭和62年度事業の概要
 - 2 昭和62年度漁場油濁被害発生図
 - 3 昭和62年度漁場油濁被害状況一覧表
 - 4 漁場油濁問題調査検討会報告 (その3・最終回)
 - 5 中央・地方審査会の動き
 - 6 労務費及び漁船用船費の改訂
 - 7 評議員の委嘱について

第39号 (1988年11月)

- (寄稿)
- 1 漁業を守るための油防除資機材の使い方 (3) (油濁研究所 松本謙)
- (随想)
- 油濁事故の思い出 (3) (峯元芳廣)
- (基金記事)
- 1 現行類似制度の比較検討 (1) (小賀野品一)
 - 2 中央審査会の動き
 - 3 海洋汚染の現状 (「63年海上保安白書」より)
 - 4 第8回豊かな海づくり大会について
 - 5 地方審査会委員名簿

- 6 危険な防除・清掃作業に従事する者についての障害保険制度

第40号 (1989年3月)

- (寄稿)
- 現行の類似制度の比較検討 (2) (小賀野品一)
- (随想)
- 油濁事故の思い出 (沖縄県漁連 金城課長)
- (基金記事)
- 1 原因者不明の油濁被害が漁家に及ぼす影響調査報告
 - 2 中央・地方審査会の動き
 - 3 役員、評議委員の改選について

第41号 (1989年8月)

- (寄稿)
- 現行類似制度の比較検討 (最終回) (小賀野品一)
- (随想)
- 油濁事故の思い出 (元油濁基金理事長 秋山博一)
- (基金記事)
- 1 昭和63年度事業の概要
 - 2 昭和63年度漁場油濁被害発生図
 - 3 昭和63年度漁場油濁被害状況一覧表
 - 4 原因者不明の油濁被害が漁家に及ぼす影響調査報告 (その2)
 - 5 中央審査会の動き
 - 6 労務費及び漁船用船費の改訂
 - 7 評議員の委嘱について
 - 8 中央審査会委員の改選について

第42号 (1989年12月)

- (随想)
- 油濁事故の思い出 (佐井村漁協 宮木参事)
- (基金記事)
- 1 原因者不明の油濁被害が漁家に及ぼす影響調査報告 (その3・最終回)
 - 2 グラビア特集 いつまでつづく油濁被害
 - 3 中央審査会の動き
 - 4 海洋汚染の現状 (「平成元年 海上保安白書」より)
 - 5 第9回豊かな海づくり大会について

第43号 (1990年3月)

- (随想)
- 油濁基金に感謝 (前福井県漁業指導協会 専務理事 小堀弘)
- (基金記事)
- 1 原因者不明の漁場油濁被害対策ガイド (その1)
 - 2 中央審査会の動き
 - 3 地方審査会の動き

(文献紹介)

アラスカ湾油汚染バイオ除去

第44号 (1990年7月)

(随想)

油濁雑感 ((財) 漁場油濁被害救済基金 前理事
本荘正)

(基金記事)

- 1 平成元年度事業の概要
- 2 平成元年度漁場被害発生図
- 3 平成元年度漁場油濁被害状況一覧表
- 4 原因者不明の漁場油濁被害対策ガイド (その2)
- 5 中央審査会の動き
- 6 地方審査会の動き
- 7 労務費及び漁船用船費の改訂
- 8 理事の補充選任について
- 9 評議員の委嘱について

第45号 (1990年12月)

(寄稿)

消費者の部屋 - 特別展示「漁場環境の週」について
(水産庁漁場保全課/鈴木和三・豊田敏嗣)

(随想)

油濁基金への思い出 ((財) 協同組合経営研究所/浜崎礼三)

(基金記事)

- 1 原因者不明の漁場油濁被害対策ガイド (その3)
- 2 中央審査会の動き
- 3 グラビア特集 いつまで続く油濁被害
- 4 第10回豊かな海づくり大会について
- 5 評議員の委嘱について
- 6 中央審査会委員の委嘱について
- 7 地方審査会委員の名簿

第46号 (1991年3月)

(寄稿)

- 1 水産庁の漁業系廃棄物対策について (水産庁漁場保全課 鈴木和三)
- 2 平成3年度漁場保全関係予算の概要 (水産庁漁場保全課 光富喜一郎)

(随想)

油濁事故の思い出 (愛媛県漁連 富田勘司)

(基金記事)

- 1 海洋汚染の現状 (「平成元年度海上保安白書」より)
- 2 中央審査会の動き
- 3 評議員の委嘱について
- 4 役員改選について

第47号 (1991年7月)

(寄稿)

- 1 マリタイム・ガーディニア号油流出事故について (京都府農林水産部水産課)
- 2 エクソン・バルディーズ号原油流出事故の概要 (松本謙)

(随想)

- 1 平成2年度事業の概要
- 2 平成2年度漁場被害発生図
- 3 平成2年度漁場油濁被害状況一覧表
- 4 中央審査会の動き
- 5 地方審査会の動き
- 6 労務費及び漁船用船費の改訂
- 7 中央審査会委員の改選について
- 8 評議員の委嘱について

第48号 (1991年12月)

(寄稿)

- 1 その後の湾岸 (徳田廣)
- 2 海洋汚染の現状について (三浦兼)

(随想)

油濁の思い出 (井田家基)

(基金記事)

- 1 第11回豊かな海づくり大会について
- 2 グラビア特集 いつまでつづく油濁被害
- 3 中央審査会の動き
- 4 役員交替について
- 5 中央審査会委員の委嘱について

第49号 (1992年3月)

(寄稿)

- 1 海面等からの油の採取方法 (石田米治)
- 2 平成4年度漁場保全関係予算の概要 (原田富晴)
- 3 水質汚染等による突発的漁場被害状況 (田中健一)

(随想)

南の島々 (伊野波盛仁)

(基金記事)

- 1 油の流出事故確認について
- 2 中央審査会の動き
- 3 地方審査会の動き

第50号 (1992年8月)

(寄稿)

- 1 漁業被害解決の手引き (その1) / 成田建治
- 2 海洋汚染防止活動事業の概要 / 葛西清之 (調査報告)

漂流油の効率的回収手法の開発検討調査 (基金記事)

- 1 労務費及び漁船用船費の改訂について

- 2 「油濁基金だより」のアンケート調査について
- 3 平成3年度事業概要
- 4 平成3年度漁場油濁被害発生図
- 5 平成3年度漁場油濁被害発生状況一覧表
- 6 中央審査会の動き
- 7 地方審査会の動き
- 8 評議員の委嘱について
- 9 中央審査会委員の委嘱について
- 10 地方審査会委員名簿
(紹介)
(社) 海と渚環境美化推進機構 (吉崎清)

第51号 (1992年12月)

- (寄稿)
- 1 漁業被害解決の手引き (その2) / 成田建治
 - 2 海洋汚染の現状について / 三浦兼
(基金記事)
 - 1 第12回豊かな海づくり大会について
 - 2 中央審査会の動き
 - 3 地方審査会の動き
 - 4 グラビア特集 いつまで続く油濁被害
 - 5 評議員の委嘱について
 - 6 地方審査基金名簿 (追加)

第52号 (1993年3月)

- (寄稿)
- 1 漁業被害解決の手引き (その3) / 成田建治
 - 2 内外における油濁対策の相似点・相違点の考察例
(松本謙)
 - 3 平成5年度の漁場環境保全新規予算の概要 (佐久間徹)
 - 4 水質汚濁による突発的漁業被害状況 (田中建一)
(随想)
油濁に思う / 西友博
(基金記事)
 - 1 地方審査会の動き
 - 2 中央審査会委員の委嘱について

第53号 (1993年7月)

- (寄稿)
- 1 第53回「海の記念日」について / 鈴木健寿
 - 2 国際油濁会議の話 / 松本謙
(随想)
オイルボール清掃に思う / 橋本徹
(基金記事)
 - 1 労務費及び漁船用船費の改訂について
 - 2 定置網漁業の漁具被害額算定に係る基準について
 - 3 平成4年事業の概要
 - 4 平成4年度漁場油濁被害発生図

- 5 平成4年度漁場油濁被害発生状況一覧表
- 6 中央審査会の動き
- 7 役員の選任について
- 8 評議員の委嘱について
- 9 中央審査会委員の委嘱について
- 10 油の流出事故確認情報について

第54号 (1993年12月)

- (寄稿)
- 1 国際油濁補償基金の解説 (その1) / 小川洋一
 - 2 海洋汚染の現状について / 三浦兼
(随想)
怨めしやオイルボール (川南隆)
(基金記事)
 - 1 第13回豊かな海づくり大会について
 - 2 中央審査会の動き
 - 3 評議員の委嘱について

第55号 (1994年3月)

- (寄稿)
- 1 国際油濁補償基金の解説 (その2) / 小川洋一
 - 2 塩屋埼沖の船舶衝突における重油流出事故について / 鈴木章一
 - 3 水質汚濁等による突発的漁業被害状況 / 鈴木光夫
(随想)
油濁を無くして奇麗な海や浜を / 浜本武喜
(基金記事)
 - 1 中央審査会の動き
 - 2 評議員の委嘱について

第56号 (1994年8月)

- (寄稿)
- 1 国際油濁補償基金の解説 (その3) / 小川洋一
 - 2 海洋汚染の現状等について / 星澄男
 - 3 平成6年度漁場環境保全新規予算の概要 / 鈴木光夫
(随想)
神田駅西口界隈の昼食風景 / 森安良
(基金記事)
 - 1 平成5年度事業の概要
 - 2 平成5年度漁場油濁被害発生図
 - 3 平成5年度漁場油濁被害発生状況一覧表
 - 4 中央審査会の動き (平成6年度第1回審査会)
 - 5 労務費及び漁船用船費の改定について
 - 6 地方審査委員名簿
 - 7 評議員の委嘱について
 - 8 役員の改選について

第57号 (1995年3月)

(寄稿)

- 1 オイルボールと形成機構への考察／松本謙
- 2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／鈴木光夫
- 3 瀬戸内海の赤潮 (松山浩二)

(随想)

遅くなったご挨拶／大橋孝治

(基金記事)

- 1 第14回豊かな海づくり大会について
- 2 油濁被害防止対策事業について
- 3 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 4 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 5 役員の交替について

第58号 (1995年8月)

(寄稿)

- 1 流出油防除の現状と課題／佐々木邦昭
- 2 海洋汚染の現状とその防止対策／藤吉克博
- 3 平成7年度漁場環境保全新規予算の概要／小幡浩一

(基金記事)

- 1 平成6年度事業の概要
- 2 平成6年度漁場油濁被害発生図
- 3 平成6年度漁場油濁被害発生状況一覧表
- 4 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 5 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 6 労務費及び漁船用船費の改定について
- 7 油濁被害防止対策検討委員会および生物的油濁処理技術開発専門部会の設置について
- 8 神奈川県漁場油濁被害等認定審査会の設置について
- 9 評議員の委嘱について
- 10 中央漁場油濁被害等認定審査会の委嘱について
- 11 役員の改選について

第59号 (1996年3月)

(寄稿)

- 1 海洋環境の保全と海洋生態系／徳田拓士
- 2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／小幡浩一
- 3 和歌浦湾における原油流出事故について

(寄稿)

漁場油濁被害の思い出／山本末廣

(基金記事)

- 1 第15回豊かな海づくり大会
- 2 油濁被害防止対策事業について
- 3 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 4 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 5 評議員の委嘱について
- 6 中央漁場油濁被害等認定審査会の委嘱について

第60号 (1996年8月)

(寄稿)

- 1 油汚染事故への準備及び対応のための国家的な緊急計画について／小幡浩一
- 2 海洋汚染の現状と防止対策／高橋正純
- 3 平成8年度漁場環境保全新規予算の概要／小幡浩一
- 4 周防灘重油流出事故について／大分県林業水産部漁政課

(基金記事)

- 1 平成7年度事業の概要
- 2 平成7年度漁場油濁被害発生図
- 3 平成7年度漁場油濁被害発生状況一覧表
- 4 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 5 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 6 労務費及び漁船用船費の改訂について
- 7 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員名簿
- 8 評議員の委嘱について
- 9 中央漁場油濁被害等認定審査会の委嘱について

第61号 (1997年3月)

(寄稿)

- 1 ナホトカ号に想う／徳田拓士
- 2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／小幡浩一
- 3 千葉県における最近の「ノリ漁場監視事業」について／佐々木清
- 4 「財団法人」のこと

(基金記事)

- 1 「ナホトカ号」油流出事故について
- 2 第16回全国豊かな海づくり大会について
- 3 油濁被害防止ポスター及びチラシの作成配布について
- 4 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 5 評議員の委嘱について

第62号 (1997年8月)

(寄稿)

- 1 海を汚す石油のバイオレメディエーション／清水潮
- 2 海岸汚染の現状とその防止対策／高橋正純
- 3 ナホトカ号油流出事故について／杉本剛士
- 4 平成9年度漁場環境保全新規予算の概要／佐藤修

(基金記事)

- 1 東京湾タンカーの原油流出事故について
- 2 平成8年度事業の概要
- 3 平成8年度漁場油濁被害発生状況一覧表
- 4 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 5 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 6 労務費及び漁船用船費の改訂について
- 7 中央漁場油濁被害等認定審査会の委嘱について
- 8 評議員の委嘱について
- 9 役員の改選について

第63号 (1998年3月)

(寄稿)

1 石油による海岸汚染と水生生物等への影響及びその対策／緒方正名・藤沢邦康

2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／佐藤修

(随想)

阿嘉のパタパターお爺い／伊野波盛仁

(基金記事)

1 第17回全国豊かな海づくり大会について

2 油汚染漁業影響情報図等作成調査事業の実施について

3 油濁汚染防止ポスター及びチラシの作成配布について

4 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

5 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き

第64号 (1998年8月)

(寄稿)

1 油事故と水産への影響／里見至弘

2 海洋汚染の現状とその防止対策／桑鶴勝海

3 平成10年度漁場環境保全新規予算の概要／佐藤修

4 ベットボトルオイルフェンスと油回収装置の製作／北海道厚岸水産高等学校

(随想)

海外シーフードほんのちよっぴり見聞録／難波美穂子

(基金記事)

1 平成9年度事業の概要

2 平成9年度漁場油濁被害発生状況一覧表

3 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

4 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き

5 労務費及び漁船用船費の改訂について

6 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について

7 評議員の委嘱について

8 中央審査会委員の委嘱について

9 役員改選について

第65号 (1999年3月)

(寄稿)

1 海洋石油分解微生物とバイオレメディエーション／東原孝規

2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／佐藤修

3 長崎県・対馬の重油漂着を振り返って／小豆野稔

(随想)

1 第18回全国豊かな海づくり大会について

2 油濁被害防止対策事業の概要について

3 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

第66号 (1999年8月)

(寄稿)

1 石油流出事故による水産生物への影響と対策／田森日出春

2 海洋汚染の現状とその防止対策／桑鶴勝海

3 平成11年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要／佐藤修

(随想)

退任にあたって／桑原忠義

(基金記事)

1 油濁基金の平成10年度事業概要

2 平成10年度漁場油濁被害発生状況一覧表

3 油濁被害防止対策ポスター及びチラシの作成配布について

4 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動きについて

5 労務費及び漁船用船費の改訂について

6 中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について

7 評議員の委嘱について

8 役員改選について

第67号 (2000年3月)

(寄稿)

1 潮間帯生態系に及ぼすナホトカ号重油流出事故の長期的影響／小松輝久ほか

2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／小川修

(基金記事)

1 第19回全国豊かな海づくり大会について

2 中央漁場油濁被害認定審査会の動き

3 油濁基金ホームページの開設

第68号 (2000年8月)

(寄稿)

1 油流出事故への対応(その1)／小倉秀

2 海洋汚染の現状とその防止対策／中村至宏

3 平成12年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要／小川修

4 明石から漁業を考える(その1)／鷺尾圭司

(基金記事)

1 油濁基金の平成11年度事業の概要

2 平成11年度漁場油濁被害発生状況一覧表

3 油濁被害防止対策ポスター及びチラシの作成配布について

4 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

5 労務費及び漁船用船費について

6 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について

7 評議員の委嘱について

8 中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について

第69号 (2001年3月)

(寄稿)

- 1 油流出事故への対応 (その2) / 小倉秀
- 2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況 / 丸山徳仁

(随想)

- 3 明石からの漁業を考える (その2) / 鷺尾圭司
- 4 油濁基金で思うこと / 一樋義明

(基金記事)

- 1 第20回全国豊かな海づくり大会について
- 2 油濁被害防止対策事業の概要について
- 3 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 4 評議員の委嘱について

第70号 (2001年8月)

(挨拶)

理事長就任にあたって / 植村正治
理事長の職を退いて / 宮原九

(寄稿)

- 1 油流出事故への対応 (その3) / 小倉秀
- 2 海洋汚染の現状とその防止対策 / 海上保安庁警備救難部
- 3 平成13年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要 / 丸山徳仁

(随想)

元気な漁師の朝市 / 柳沼武彦

(基金記事)

- 1 油濁基金の平成12年度事業の概要
- 2 中央油濁被害等認定審査会の動き
- 3 労務費及び漁船用船費について
- 4 役員改選について
- 5 評議員の委嘱について
- 6 油濁基金の人事異動について

第71号 (2002年3月)

(講演)

- 1 油濁事故と補償・法制度について / 弁護士 小川洋一

(寄稿)

- 2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況 / 丸山徳仁

(随想)

- 3 遊子の婦人たち (その1) / 古谷和夫

(基金記事)

- 4 第21回豊かな海づくり大会開催される
- 5 役員の補充選任について
- 6 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き
牛海綿状脳症 (BSE) Q&A / 農林水産省

第72号 (2002年8月)

(寄稿)

- 1 P&I保険の概要 (油濁関連を中心に) / 小林卓視
- 2 海洋汚染の現状とその防止対策 / 海上保安庁警備救難部
- 3 平成14年度漁場環境保全対策関係新規予算の概要 / 丸山徳仁

(随想)

- 4 遊子の婦人たち (その2) / 古谷和夫

(挨拶)

- 5 理事就退任の挨拶 / 稲垣友三郎、一樋義明、
櫻井謙一、楠木攻

(基金記事)

- 6 油濁基金の平成13年度事業の概要
- 7 漁場油濁被害等認定審査会の動き
- 8 労務費及び漁船用船費について
- 9 役員改選について

第73号 (2003年1月)

(挨拶)

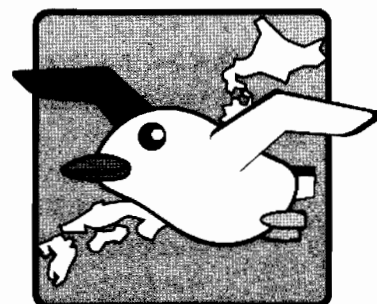
- 1 年頭に当たって / 植村正治
年頭のご挨拶 / 小松正之

(寄稿)

- 2 御前崎沖の貨物船衝突事故による油の流出について / 石田孝行

(特集)

- 3 海上防災事業者・防除資機材紹介
 - (1) 海上防災事業者名簿
 - (2) 海上防災関連事業者名簿
 - (3) 防除資機材製造販売業者名簿
 - (4) 防除資機材リスト
 - ① 油吸着材
 - ② 油ゲル化剤
 - ③ 油処理剤
 - ④ オイルフェンス
 - ⑤ その他





油防除啓蒙ビデオ

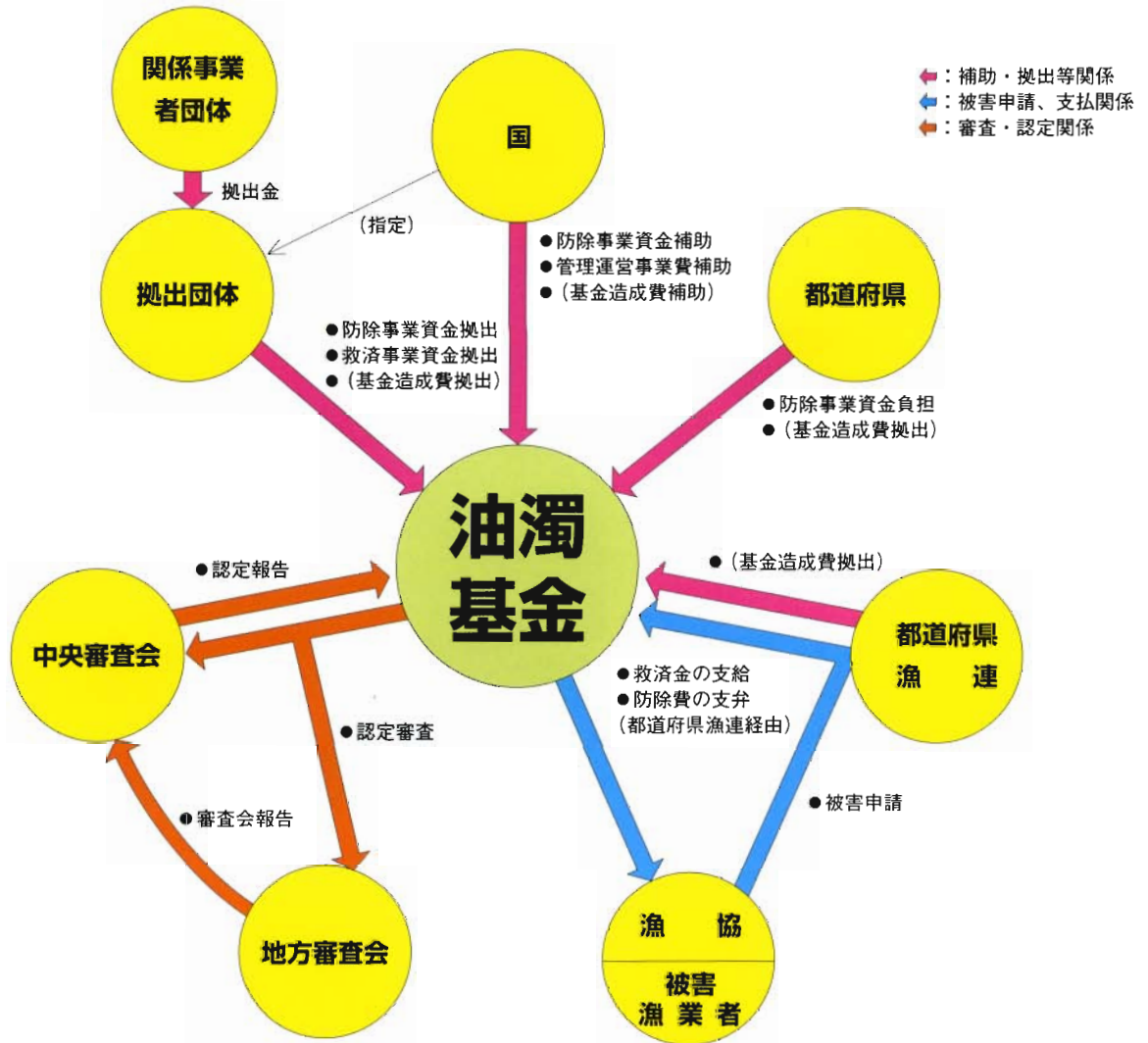
本文「油濁基金の新たな事業について」でご紹介しましたが、千葉県金田漁協瓜倉漁港で油防除の基礎知識を収録したビデオの撮影をしました。

今年の夏の不順な天候に悩まされ、収録予定が大幅に遅れましたが、当日は午前中の雨も上がり、絶好の撮影日和でした。

編集後記

- ◎ 油濁基金だより第74号をお届けいたします。例年当該年度の第1号は8月にお届けいたしていましたが、本年度は新たにチルソン号のような無責任な船主による油濁事故への対応も基金が実施することとなり、新規事業の立ち上げのためお届けが遅れたことをお詫びします。
- ◎ 上記のとおり、これまで原因者不明の事故にだけ関わってきました当基金も、今月から平成19年3月末までの時限的な措置ですが、全く新しい観点での事業展開となりますので、役員一同身を引き締めて準備にかかっているところです。
- ◎ 本号では、最近の話題として元当基金業務部長の中村逸氏からスペイン沖のタンカー沈没事故についてご寄稿いただきました。また、船主の無責任な対応に困っている座礁したまま放置されている船についてその現状を水産庁の安藤孝司氏にご執筆いただきました。どうも有り難うございました。
- ◎ 油濁基金だより第1号からのバックナンバーを収録いたしました。もし興味を持たれた記事がございましたら、コピーいたしますのでお知らせ下さい。
- ◎ 次号は、前号で特集いたしました海上防災事業者・防除資機材について、さらに完璧なものとしてお届けする予定です。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

農林水産省関係
経済産業省関係

(社)大日本水産会
石油連盟
(社)経済団体連合会
(社)日本貿易会
日本アンモニア協会
(社)日本ガス協会
(社)日本船主協会
(財)日本財団

電気事業連合会
(社)日本電機工業会
(社)日本産業機械工業会
日本化学繊維協会
日本内航海運組合総連合会

(社)日本鉄鋼連盟
(社)日本自動車工業会
石油化学工業協会
(社)セメント協会
(社)日本旅客船協会

国土交通省関係

発行日 2003年9月
発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金
住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-1-14
イトーピア内神田ビル10階
電話 03-3254-7033
ファックス 03-3254-3978[Ⓔ]
http://www.jf-net.ne.jp/yudaku/
E-mail: yudak@mx.mesh.ne.jp